

平成14年第1回北信広域連合議会定例会会議録

北信広域連合告示 第1号

平成14年2月21日(木) 中野市役所31号・32号会議室に開く。

平成14年2月21日(木) 午前10時開議

議事日程(第1号)

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員指名
- 3 会期等の決定
- 4 議案第1号 北信広域連合情報公開条例案
- 5 議案第2号 北信広域連合個人情報保護条例案
- 6 議案第3号 北信広域連合情報公開等審査会条例案
- 7 議案第4号 北信広域連合ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第5号 平成13年度北信広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 9 議案第6号 平成13年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第2号)
- 10 議案第7号 平成14年度北信広域連合一般会計予算
- 11 議案第8号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算
- 12 議案第9号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 13 議案第10号 平成14年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 14 議案第11号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 15 議案第12号 平成14年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 16 議案第13号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算
- 17 議案第14号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算
- 18 議案第15号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算
- 19 議案第16号 平成14年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算
- 20 議案第17号 平成14年度北信広域連合公平委員会特別会計予算
- 21 議案第18号 北信広域連合公平委員会委員の選任の同意について

本日の会議に付した事件 …… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり(20名)

1番 渡 邊 力 君

11番 滝 沢 忠 君

2番 荻原 勉 君
3番 山上 政彦 君
4番 丸山 惣平 君
5番 佐藤 秀彦 君
6番 小林 洋之 君
7番 中山 稿一 君
8番 石澤 雅喜 君
9番 藤巻 泰雄 君
10番 芋川 武一 君

12番 山田 吉太郎 君
13番 内田 克己 君
16番 上村 力 君
17番 青木 豊一 君
19番 桜沢 恒友 君
20番 上野 博文 君
21番 小林 貫一 君
22番 山崎 治茂 君
23番 湯本 一 君

欠席議員 次のとおり(3名)

14番 宮沢 高好 君
15番 湯沢 茂佐久 君

18番 高野 福一郎 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局 長	松島 輝男	保険福祉係長	河野 雅男
事務局次長補佐	小林 久勝	主 査	湯本 与志一

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	綿貫 隆夫 君	幹 事	竹節 義孝 君
副広域連合長	小山 邦武 君	幹 事	芳川 憲夫 君
副広域連合長	中山 茂樹 君	幹 事	富井 義道 君
副広域連合長	柳澤 萬壽雄 君	幹 事	宮本 昭雄 君
副広域連合長	高橋 善造 君	幹 事	桑原 富平 君
副広域連合長	清野 眞木生 君	事務局次長	月岡 保男 君
副広域連合長	代半 藤茂俊 君	望岳荘施設長	小林 美弥子 君
助 役	村木 照忠 君	高社寮施設長	阿部 東治郎 君
収 入 役	佐藤 善郎 君	千曲荘施設長	松木 隆一 君
監査委員	岡本 勝 君	いで湯の里施設長	中山 敏 君
幹 事	須原 和彦 君	菜の花苑施設長	丸山 善雄 君
幹 事	石沢 雄司 君	ふるさと苑施設長	丸山 正光 君

(開 議)

(午前10時06分)

(開会に先立ち、事務局長松島輝男君が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

1 開 会

議長(山田吉太郎君) ただいまの報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立

いたしました。

これより、平成 14 年第 1 回北信広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程第 1 号のとおりでありますから、ご了承願います。

議長（山田吉太郎君） ここで、広域連合長からあいさつがあります。

綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） 本日ここに、平成 14 年第 1 回北信広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

現在開催されておりますソルトレークシティーオリンピックは、北信地域からも多くの選手が出場し、その活躍に大きな期待を寄せるとともに、地元で開催されました 4 年前の長野オリンピックの感動がまるで昨日のこのように思い出されました。長野オリンピックの成功には、裏方として大会を支えた地元役員やボランティアの皆さんの活躍がありました。あらためて地域の皆さんのパワーを認識するとともに、このエネルギーを結集し、低迷する地域経済の活性化につなげるよう、大いに期待をしているところであります。

さて、この冬、当北信広域連合管内は、年末・年始の記録的な集中降雪と、その後の 1 月から 2 月にかけての一転した暖冬により、寒暖の差の激しい年となっております。今後の気温や降雪状況によっては、果樹の枝折れなど、農作物への影響についても懸念をされるところであります。

当地域で進められております大型事業のうち北陸新幹線の建設につきましては、一昨年 12 月、長野・富山間の完成時期がおおむね 12 年後と示され、本格的に工事が進められております。管内では、既にトンネル工事は全区間で着工しておりますが、地上部分のいわゆる「明かり工事」につきましても、昨年 12 月、綱切橋の上流で千曲川を渡る「菜の花大橋」の工事に着工されました。

広域連合では、およそ 10 年後となる「新幹線飯山駅」の開業に向け、新幹線駅を中心に据えた新たな交通体系づくり、広域観光ルートの整備などについて、早急に研究が必要なことから、先に開催しました正副広域連合長会議におきましては、これを研究することを確認いたしました。今後、広域観光に関する部会と広域的幹線道路網に関する部会を設置し、関係市町村の連携のもと取り組んでまいり所存でありますので、議員各位におかれましても、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、当地域の経済情勢につきましては、長引く景気の低迷により、製造業において大幅な受注の減少が見られ、厳しさがさらに増している状況にあります。雇用におきましても、飯山公共職業安定所管内の 12 月の有効求人倍率は 0.63 となり、6 か月連続して前年を下回っております。

国がまとめた 2 月の月例経済報告でも、「景気は、悪化を続けている。」「個人消費は、弱含んでいる。」「失業率がこれまでにない高さに上昇するなど、雇用情勢は厳しさを増している。」など、非常に厳しい見通しが示されております。

さらに、国では、地方交付税を小規模自治体に割り増し分配する「段階補正」の見直しを行い、人口 5

万人以下の市町村について、平成 14 年度から 3 年間で最高 5,500 万円削減することを決めるなど、地方自治体を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが予想されます。

このように厳しい財政状況とともに、過疎化や少子・高齢化の進行など、今後の行財政運営における課題が数多くあります。

一方、車社会等の進展により住民の日常生活圏は年々広がり、さらに高度情報化社会の普及も急速に進み、住民ニーズの広域化・高度化が一層進んでおります。

このような状況の中、このほど国がまとめた調査では、市町村合併に向けて研究会や協議会などの組織を設置した自治体の数は、全国で 2,026 自治体で、これは全市町村の 62.9 パーセントにも上っております。

県内でも、更埴市、上山田町及び戸倉町では、任意合併協議会を設置し、平成 15 年 9 月の合併を目標に取り組んでおります。この他にも多くの市町村で、職員による研究会、議会の研究会、さらには複数市町村による研究会が設置されております。

去る 16 日に中野市で開催された市町村合併をともに考えるシンポジウムには、自治体関係者のほか多くの圏域住民が参加し、市町村合併に対する住民の皆さんの関心の高さを改めて認識した次第であります。

市町村合併については、市町村やそこに生活する住民の皆さんが自主的かつ主体的に議論、検討することが重要であると考えます。議論、検討する際に参考や目安となる情報を提供するため、各市町村とともに広域連合としてもこの問題を研究していくことを各首長で申し合せをしました。議員各位におかれましても、ご理解をお願い申し上げます。

さて、平成 12 年 4 月に北信広域連合として新たなスタートを切ってからまもなく 2 年が経過いたします。この 2 年間におきまして、豊田村への特別養護老人ホームふるさと苑の開設、望岳荘の移転改築、介護保険への対応、ふるさと市町村圏計画及び広域計画の策定など、組合から引き継ぎました設立当初からの課題を概ね計画どおりに執行してきたところであります。現在、望岳荘の旧施設の解体工事を進めており、3 月末までに一連の事業が完了する予定であります。

しかしながら、少子・高齢化が急速に進んでおります北信地域におきましては、今後も、老人ホームの充実が不可欠であります。施設の健全な運営に留意しながら、将来計画を見据えて、整備及び改善に努めてまいり所存でありますので、ご理解をお願いいたします。

本日、提案申し上げます議案は、条例案 4 件、予算案 13 件、人事案 1 件の計 18 件であります。

よろしくご審議いただきますようお願い申しあげまして、ごあいさついたします。

2 会議録署名議員の指名

議長（山田吉太郎君） 日程 2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において、

6 番、小林 洋之 君

7 番、中山 稿一 君

を指名いたします。

3 会期等の決定

平成14年第1回北信広域連合議会定例会運営日程(案)

会期：平成14年2月21日(木)～2月25日(月) 5日間

月日	曜日	時間	会議	摘要
2月21日	木	午前10時	本会議	開会、会期等決定、議案提案説明
22日	金		休会	議案整理のため
23日	土		〃	土曜日のため
24日	日		〃	日曜日のため
25日	月	午前10時	本会議	議案質疑、一般質問、討論、採決、閉会

議長(山田吉太郎君) 日程3、会期等の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期及び休会については、お手元に配布いたしました、平成14年第1回北信広域連合議会定例会、運営日程(案)のとおり決するにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

議長(山田吉太郎君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期及び休会については、運営日程(案)のとおりと決しました。

なお、監査委員から報告のありました平成13年度定期監査及び例月出納検査の結果をお手元に配布してありますのでご了承願います。

議事に入る前に、以降議案の「北信広域連合」の部分については省略をさせていただきますので、ご了承願います。

4 議案第1号 北信広域連合情報公開条例案

5 議案第2号 北信広域連合個人情報保護条例案

6 議案第3号 北信広域連合情報公開等審査会条例案

議長(山田吉太郎君) 日程4、議案第1号、情報公開条例案から、日程6、情報公開等審査会条例案までの以上3議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

広域連合長(綿貫隆夫君) 議案第1号から議案第3号までの3件を一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号 北信広域連合情報公開条例案について申し上げます。なお、「北信広域連合」の部分につきましては、以降省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本案は、本年4月から、北信広域連合が保有する情報を公開するため、必要な事項を定めるものであります。公開にあたっては、組織する7市町村において既に定められている情報公開条例に準じた内容によって行うものとしております。公文書の公開を請求できるものは、組織市町村内に住所を有する者、通勤・

通学する者、事務所等を有する法人等及び利害関係を有するものとし、このほか請求の方法、公開の実施方法、費用の負担等について規定をしております。

次に、議案第2号 個人情報保護条例案について申し上げます。

本案は、情報公開の実施に併せて、広域連合が保有する個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるものであります。取り扱いにあたっては、組織する7市町村住民に関わる個人情報を取り扱うことから、組織市町村の個人情報保護に準じて行うものとしております。個人の権利、利益を保護するため、個人情報を取扱う者の責務を規定するとともに、個人情報取扱事務をあらかじめ登録し、適正な維持管理、利用・提供の制限等を規定しております。また、自己の記録情報の開示請求権を明らかにし、訂正請求の方法等について規定しております。

次に、議案第3号 情報公開等審査会条例案について申し上げます。

本案は、情報公開等の実施に伴い、情報公開条例及び個人情報保護条例に規定する不服申立て等について審査するため、情報公開等審査会の設置について必要な事項を定めるものでございます。

以上3件、一括してご説明いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

7 議案第4号 北信広域連合ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例案

議長（山田吉太郎君） 日程7、議案第4号、ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） 議案第4号 ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、ペイオフの解禁及び低金利時代におきまして、ふるさと市町村圏基金のより安全かつ効率的な運用を図るため、基金の保管方法として、国債や地方債など「最も安全かつ有利な有価証券」に換えることを追加するとともに、新たに、基金を歳計現金に繰り替えて運用することができるよう改正するものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

8 議案第5号 平成13年度北信広域連合一般会計補正予算（第2号）

9 議案第6号 平成13年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第2号）

議長（山田吉太郎君） 日程8、議案第5号、平成13年度一般会計補正予算（第2号）から、日程9、議案第6号 平成13年度ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第2号）までの2議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） 議案第5号から議案第6号までの2件を一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第5号 平成13年度一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、補正額1万4千円の追加で、補正後の予算総額は12億9,953万1千円となります。

歳入では、特別養護老人ホーム望岳荘改築事業の事業費確定に伴い、県支出金を1万4千円追加し、建設事業の財源としてふるさと市町村圏基金を活用するため、繰入金を3億4,200万円追加し、これに伴い地方債の借り入れが不要となることから、広域連合債を3億4,200万円減額し、併せて地方債の補正もお願いするものでございます。

歳出につきましては、事業費の確定に伴い、民生費の施設整備費に1万4千円を追加し、併せて財源の組み替えを行うものでございます。

次に、議案第6号 平成13年度ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、補正額3億4,200万円の追加で、補正後の予算総額は3億5,273万4千円となります。

歳入では、ふるさと市町村圏基金繰入金を3億4,200万円追加し、歳出では、一般会計繰出金に3億4,200万円を追加し、これを一般会計の特別養護老人ホーム望岳荘改築事業に充てるものでございます。

以上2件、一括してご説明いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

10 議案第7号 平成14年度北信広域連合一般会計予算

11 議案第8号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算

12 議案第9号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算

13 議案第10号 平成14年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算

14 議案第11号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算

15 議案第12号 平成14年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算

16 議案第13号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算

17 議案第14号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算

18 議案第15号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算

19 議案第16号 平成14年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算

20 議案第17号 平成14年度北信広域連合公平委員会特別会計予算

議長（山田吉太郎君） 日程10、議案第7号、平成14年度一般会計予算から、日程20、議案第17号、平成14年度公平委員会特別会計予算までの以上11議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） 議案第7号から議案第17号までの11件を一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第7号 平成14年度一般会計予算について申し上げます。

本案の予算総額は、特別養護老人ホーム望岳荘改築事業が完了したことに伴い、前年度より10億472

万1千円少ない、2億9,367万円でございます。

予算の内容につきまして申し上げます。歳入では、分担金及び負担金が2億6,284万2千円で、組織市町村からの経常経費、介護保険、老人ホーム起債償還及び病院群輪番制病院運営補助事業分担金等を計上いたしております。県支出金では、救急医療対策費補助金に2,325万2千円、繰入金では、菜の花苑事業特別会計からの繰入金560万円をそれぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、総務費が7,189万7千円で、この中には、職員7人分の人件費のほか、新規事業といたしまして、情報公開等の実施に伴う事業費、広域圏の自然、温泉、風景、味等の広域的観光情報をインターネットを通じて全国に発信するための事業費等を計上いたしました。

民生費には、3,497万4千円を計上し、介護認定審査会の運営等に2,608万1千円、特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計への繰出金560万円、特別養護老人ホーム望岳荘建築事業の事業費にふるさと市町村圏基金を充てたことに伴う償還金を繰出金として322万7千円を計上しました。

衛生費には、病院群輪番制病院運営事業補助金3,487万8千円、公債費では老人ホーム建設に係る起債償還金として1億5,094万1千円を計上いたしました。

次に、議案第8号 平成14年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算について申し上げます。

はじめに、特別養護老人ホームに関しまして、各施設に共通する事項につきましてご説明いたします。

介護保険の導入から満2年が経過し、介護保険施設として運営が安定してまいりました。このため、利用者へのサービス向上のため、食事、入浴などの際の人的配置を厚くし、国の配置基準より増やして対応しておりますが、さらに、痴呆性老人の処遇など利用者の状況に応じたきめ細かな人員配置増を行う計画であります。また、これまで介護職員が行ってまいりました、施設内の共有スペースの清掃を、新たにシルバー人材センター等に委託し、利用者への処遇向上と雇用の拡大を図ることとしております。

一方、居室への冷房の設置につきましては、今年度は、未設置の3施設・31室について整備を行い、全施設・全居室の冷房化を図る計画であります。次に、養護老人ホームの整備につきましては、冷房設備については、高社寮では25室のうち6室が整備済みであります。今後、入所者の身体的状況等を見ながら整備する計画であります。また、千曲荘は談話コーナー3か所において冷房が設置されております。個室50室については未整備となっておりますが、入所者の身体状況に応じて今後整備を検討すべきものと考えております。今後、身体機能の低下した入所者が増えると、居室や廊下の段差解消、床張替え、居室出入口の拡幅など大規模な改修が必要となります。このため、平成14年度に市町村が行う老人保健福祉計画の見直しを踏まえて、将来の特別養護老人ホーム及び養護老人ホームのあり方及び改修計画の検討をしたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

さて、本案は望岳荘の施設利用者90人及び短期入所施設6床分の処遇に係るもので、予算総額は4億2,356万1千円でございます。

望岳荘は、懸案となっておりました移転改築事業が完了し、昨年11月から新しい施設で運営を開始しております。改めて関係各位のご理解とご協力に対しまして御礼を申し上げます。

まず、歳入から申し上げますと、主な財源であります施設利用負担金につきましては3億7,588万2千円を見込んでおります。

歳出であります。施設運営と利用者処遇に係る民生費が3億2,876万3千円で、主な事業といたしまして、介護サービスの充実のため食事及び入浴時に要するパート職員の配置、施設内の清掃業務職員の配置等を計上いたしました。諸支出金では、財政調整基金積立金に9,200万円を計上しております。

次に、議案第9号 平成14年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について申し上げます。本案は老人ホーム高社寮のうち特別養護老人ホーム利用者70人及び短期入所施設6床分の処遇に係るものでございまして、予算総額は3億1,190万3千円でございます。

歳入では、主な財源であります施設利用負担金に2億8,978万2千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が2億8,105万5千円で、主な事業といたしましては、リハビリ室の改修、ガス配管の改修、居室へのエアコンの設置、電動ベッド等の購入を計上いたしました。諸支出金では、財政調整基金積立金に2,800万円を計上しております。

次に、議案第10号 平成14年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について申し上げます。

本案は老人ホーム高社寮のうち養護老人ホーム入所者50人の処遇に係るものでございまして、予算総額は1億1,404万6千円でございます。

歳入では、主な財源である老人保護措置費負担金に1億1,308万5千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が9,706万1千円で、主な事業といたしましては、居室の畳替えの費用等を計上いたしました。諸支出金では、財政調整基金積立金に1,400万円を計上しております。

次に、議案第11号 平成14年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について申し上げます。

本案は老人ホーム千曲荘のうち特別養護老人ホーム利用者60人及び短期入所施設6床分の処遇に係るものでございまして、予算総額は2億6,378万7千円でございます。

歳入では、主な財源であります施設利用負担金に2億5,814万1千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が2億5,433万2千円で、主な事業といたしましては、ナースコール設備の更新、居室へのエアコンの設置等を計上いたしました。諸支出金では、財政調整基金積立金に800万円を計上しております。

次に、議案第12号 平成14年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について申し上げます。

本案は老人ホーム千曲荘のうち養護老人ホーム入所者50人の処遇に係るものでございまして、予算総額は1億1,394万5千円でございます。

歳入では、主な財源である老人保護措置費負担金に1億1,181万2千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が9,935万7千円で、主な事業といたしましては、身体機能の低下した入所者の自立支援のため、居室への手すりの設置等を計上いたしました。諸支出金では、財政調整基金積立金に1,200万円を計上しております。

次に、議案第13号 平成14年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算について、申し上げます。

本案は施設利用者70人及び短期入所施設10床分の処遇に係るものでございまして、予算総額は3億2,856万6千円でございます。

歳入では、主な財源であります施設利用負担金に3億1,981万3千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が2億8,915万6千円で、主な事業といたしまして、居室へのエアコンの設置、浴室の改修及び特殊浴槽の増設、痴呆性入所者への処遇改善のための臨時パート職員配置、短期入所利用者の送迎に係る経費を計上いたしました。諸支出金では、財政調整基金積立金に3,300万円を計上しております。

次に、議案第14号 平成14年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算について申し上げます。

本案は施設利用者60人及び短期入所施設10床分の処遇に係るものでございまして、予算総額は2億8,820万4千円でございます。

歳入では、主な財源であります施設利用負担金に2億7,944万2千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が2億6,030万円で、主な事業といたしまして、痴呆性入所者への処遇改善のための臨時パート職員配置、短期入所利用者の送迎に係る経費を計上いたしました。諸支出金では、財政調整基金積立金に2,200万円を計上しております。

次に、議案第15号 平成14年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算について申し上げます。

本案は施設利用者70人及び短期入所施設5床分の処遇に係るものでございまして、予算総額は2億8,669万4千円でございます。

歳入では、主な財源であります施設利用負担金に2億8,196万2千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が2億5,552万2千円で、主な事業といたしまして、痴呆性入所者への処遇改善のための臨時パート職員配置に係る経費を計上いたしました。

諸支出金では、財政調整基金積立金に2,680万円を計上しております。

次に、議案第16号 平成14年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、予算総額が1,061万7千円でございます。

歳入では、基金利子800万円と、繰越金261万7千円を計上いたしました。

歳出では、広域市町村圏振興整備事業費に、925万1千円を計上いたしまして、文化の里、スポーツの里づくり事業等のソフト事業を実施するほか、広域広報紙「虹の仲間」等の発行を計画しております。

次に、議案第17号 平成14年度公平委員会特別会計予算について申し上げます。

本案は、予算総額が160万円でございます。

歳入では、共同処理する組織市町村等からの分担金110万4千円と、繰入金14万6千円、繰越金35万円を計上いたしました。

歳出では、総務費146万4千円のほか、予備費を計上いたしました。

以上11議案について申しあげましたが、老人ホームの運営につきましては、介護保険施設への移行に伴いまして、より質の高いサービスの提供が求められております。このため、職員研修の充実など職員の資質向上に努め、施設利用者の処遇向上に努力してまいり所存でございます。

なお、平成14年度末における各施設の財政調整基金の残高は、合計で7億8,790万円となる見込であります。介護報酬に施設の減価償却分が算入されておりますことから、将来の施設改修等に充てる経費として各施設ごとに財政調整基金に積み立てをしてきております。しかし施設の定員規模等により積立額が大

きく異なること、また、将来における施設改築に備えて、今後の基金のあり方について検討をしまいたいと考えておりますので、議員各位のなお一層のご理解ご協力をお願い申しあげる次第でございます。

なお、主要事業の概要につきましては、お手元に説明書を申しあげてございますので、参考にさせていただきたいと存じます。

よろしくご審議をお願いいたします。

21 議案第18号 北信広域連合公平委員会委員の選任の同意について

議長（山田吉太郎君） 日程21、議案第18号、公平委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） 議案第18号 公平委員会委員の選任の同意について申し上げます。

本案につきましては、現委員の松本弘氏の任期が、来たる4月24日をもちまして満了となりますが、後任の委員として、元志賀高原農協女性部長の掛川芳子氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山田吉太郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会）

（午前10時40分）

平成14年2月25日(月) 午前10時開議

議事日程(第2号)

- 1 議案質疑
- 2 一般質問
- 3 討論、採決
- 4 閉会

本日の会議に付した事件 …… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり(22名)

1番 渡 邊 力 君	13番 内 田 克 己 君
2番 荻 原 勉 君	14番 宮 沢 高 好 君
3番 山 上 政 彦 君	15番 湯 沢 茂 佐 久 君
4番 丸 山 惣 平 君	16番 上 村 力 君
5番 佐 藤 秀 彦 君	17番 青 木 豊 一 君
7番 中 山 稿 一 君	18番 高 野 福 一 郎 君
8番 石 澤 雅 喜 君	19番 桜 沢 恒 友 君
9番 藤 巻 泰 雄 君	20番 上 野 博 文 君
10番 芋 川 武 一 君	21番 小 林 貫 一 君
11番 滝 沢 忠 君	22番 山 崎 治 茂 君
12番 山 田 吉 太 郎 君	23番 湯 本 一 君

欠席議員 次のとおり(1名)

6番 小 林 洋 之 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局 長 松 島 輝 男	保険福祉係長 河 野 雅 男
事務局次長補佐 小 林 久 勝	主 査 湯 本 与 志 一

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長 綿 貫 隆 夫 君	幹 事 竹 節 義 孝 君
副広域連合長 小 山 邦 武 君	幹 事 代 芳 川 信 太 郎 君
副広域連合長 代 横 田 久 夫 君	幹 事 富 井 義 道 君
副広域連合長 柳 澤 萬 壽 雄 君	幹 事 宮 本 昭 雄 君
副広域連合長 高 橋 善 造 君	幹 事 桑 原 富 平 君

副広域連合長	清野眞木生君	事務局次長	月岡保男君
副広域連合長	高橋彦芳君	望岳荘施設長	小林美弥子君
助 役	村木照忠君	高社寮施設長	阿部東治郎君
収 入 役	佐藤善郎君	千曲荘施設長	松木隆一君
監査委員	岡本勝君	いで湯の里施設長	中山敏君
幹 事	須原和彦君	菜の花苑施設長	丸山善雄君
幹 事	石沢雄司君	ふるさと苑施設長	丸山正光君

(開 議)

(午前10時 4分)

(開会に先立ち、事務局次長松島輝男君が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

議長(山田吉太郎君) ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

小林洋之議員が欠席されておりますので、ここで、会議録署名議員の補充指名を行います。

8番、石澤 雅喜 君 を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程第2号のとおりでありますから、ご了承願います。

1 議案質疑

議長(山田吉太郎君) 日程1、議案質疑を行います。

はじめに、議案第1号、情報公開条例案から、議案第3号、情報公開等審査会条例案までの、以上3議案について願います。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

議長(山田吉太郎君) 青木豊一君。

17番(青木豊一君) 議案第1号についてお伺いいたします。情報公開条例の第11条の中で、請求者以外の者、これを第3者と規定しておりますが、第3者が公開を拒否した場合には、拒否権は認められるのかどうか、公開はされないのかどうかお伺いしたい。また、議案第3号の情報公開等審査会条例の第3条中にある審査会委員についてであるが、識見を有する者の中から委嘱するとあるが、以前他の審査会等の委員について不服申立てをしたことがあるが、行政サイドがかなり多かった。単なる識見を持った人というのではなく、如何に知る権利を保障するか、守れるかという見地から、そういう委員の選考、委嘱をお願いしたいと考えるが、お考えをお聞きしたい。

議長(山田吉太郎君) 事務局次長。

(事務局次長 月岡保男君登壇)

事務局次長(月岡保男君) 青木議員のご質問にお答えいたします。情報公開を求められたものの中に第3者の情報がある場合に、その第3者の情報を開示するかどうかについて、第3者に確認し、拒否された場

合においては、当然公開できないものとしております。また、審査会委員の選任、委嘱する委員については、管内において、公開原則の精神をお持ちで、公平な判断をいただける皆さんにお願いしたいと考えております。

議長（山田吉太郎君） 青木豊一君。

17番（青木豊一君） 議案第1号の情報公開条例第11条の関係でお伺いしますが、先ほどの説明の中で、第3者が拒否した場合に、公開はできないとの回答があったが、それはおかしいのではないかと。公の仕事に関する内容で、拒否できるというのはありえないのではないかと。今、国会で個人情報保護に関する法律で議論されているが、基本的には公開は可能であるとしている。第3者がノーといえば公開できないというのはおかしい。ノーといってもこれは公文書であるから、公文書の範囲ということで公開すべきと考えるが、改めてお考えをお聞きしたい。また、第3号議案の情報公開等審査会条例の審査会委員についてであるが、何れにしても、行政サイドからではなく住民サイドの市民が入るような人選を是非お願いをしておきたいと思っております。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） 議案第1号の情報公開条例の関係でございますが、個人的な情報は先ほど申しあげましたとおり、原則公開できないものがあるわけございまして、そちらで、第3者の方が拒否されれば、その方の個人的な情報は公開できないこととなります。

議長（山田吉太郎君） 青木豊一君。

17番（青木豊一君） 再度議案第1号の情報公開条例の関係で申しあげますが、基本的には非公開ではないので、公開が原則であるということになっている。個人的な、私的な情報は別として、基本はそういうことではないのか。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） 原則は公開ということでございます。

議長（山田吉太郎君） ございませんか。

（発言する者なし）

議長（山田吉太郎君） 次に、議案第4号、ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例案について願います。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（山田吉太郎君） 上村力君。

16番（上村力君） 議案第4号ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例についてお聞きします。

まず、基金の運用先ということで、野沢温泉村や栄村さんの希望があるとお聞きしているが、この基金の位置付けはどうなっているのか、またどのように運用するのか、又運用先についての審査をする審査機関の設置は考えているのか。その審査機関または審査をするのは、誰が審査するのかお聞きしたい。

また、条例第3条の中で基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができると思いますが、今日の金融市場は極めて厳しい状況にあります。慎重な対応を是非お願いしたいと考えます。又、第5条では、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を

定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができるとありますが、その運用の具体策があればお聞きしたいと思います。また、平成13年度に望岳荘関連で基金運用をされたと思いますが、その際の利率、期間等についてどのような基準を持って運用されたかお聞きしたいと思います。

なお、平成14年度も広域圏振興整備事業750万円が計上されておりますが、ふるさと基金による北信広域の振興施策に対しての有効な制度とは思われないと考えるが、今後の検討課題としていただきたい。この問題については、ペイオフの関係も含めて検討いただきたいと思います。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

（事務局次長 月岡保男君登壇）

事務局次長（月岡保男君） 上村議員のご質問にお答えいたします。

望岳荘の基金を菜の花苑の歳計現金の不足を生じたところに運用をしてあります。利率については、市中金利の動向をみて年利0.2%として運用をいたしました。

条例第3条の関係でございますが、これは、広域圏内の事業の費用に基金を充てることとし、その基金を有効に運用をしたいと考えております。また、短期的に、圏域内の構成市町村内での運用も必要に応じ考えられます。

なお、広域圏振興整備事業につきましては、例えば12年度におきまして文化の里づくり事業として飯山市で開催した冬季国体に500万円支出されております。

議長（山田吉太郎君） 上村力君。

16番（上村力君） 再度、お聞きしたいと思います。次長のお答えの中で、構成市町村への運用もとありましたが、連合の構成団体への融資等についても、希望をすれば融資をすることができるのか確認をさせていただきます。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） 上村議員の再度のご質問であります。構成市町村からの融資希望があった場合には、短期に限ってはその運用は可能であります。

議長（山田吉太郎君） ございませんか。

（発言する者なし）

議長（山田吉太郎君） 次に、議案第5号、平成13年度一般会計補正予算(第2号)から、議案第6号、平成13年度ふるさと市町村圏事業特別補正予算(第2号)までの、以上2議案について願います。

（発言する者なし）

議長（山田吉太郎君） ございませんか。

（発言する者なし）

議長（山田吉太郎君） 次に、議案第7号、平成14年度一般会計予算について願います。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（山田吉太郎君） 上村力君。

16番（上村力君） 予算書の20ページの第3款民生費 第1項社会福祉費 第4目老人福祉費の繰出金8,827千円の内容について説明をお願いします。

また、各施設の基金の運用時においては、連合を通して貸すようなシステムになっているのか。事務局の役割はどのようになっているのか。この際、私は、基金運用審査会のようなものが必要であると考えますが、どうか。お考えをお聞かせいただきたい。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

（事務局次長 月岡保男君登壇）

事務局次長（月岡保男君） 特別養護老人ホーム高社寮の事業特別会計繰出金5,600千円については、平成10年度から菜の花苑が資金運用の財源不足のため高社寮の基金会計から借入れをしてきたものでありまして、今年度菜の花苑の資金運用計画において、対応が可能となることから、当時借入れをしていたものを一般会計を通して返すため、繰り出すものであります。

次に、ふるさと市町村圏事業特別会計への繰出金3,227千円についてですが、これは先ほどご質問のありましたふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例案によりまして、特別養護老人ホーム望岳荘の建設費として充当させていただいた、基金から借入している借入金への利息分について、繰出金として支払うものであります。

又、各施設の基金の運用時における対応であります。基金運用先、利率等について連合長決裁を得た後施行しており、事務局でも当然決裁の上、経由をしております。又、その際の審査方法については、ご意見のような審査会等は設けずに、連合長決裁で行っております。

議長（山田吉太郎君） ございませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（山田吉太郎君） 丸山惣平君。

4番（丸山惣平君） 3款民生費の介護認定審査会の関係でお尋ねしますが、平成13年度における審査会での審査件数はどれだけであったか。又、要支援者に対する限度額について、所得による段階的な基準があるなら、それらを示されたい。また、その数値を、表にして示していただきたい。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） 先ず、介護認定審査会の関係で、平成13年度における審査件数であります。1月31日現在でございますが、非該当が27件、要支援が633件、要介護1が1,308件、要介護2が847件、要介護3が676件、要介護4が594件、要介護5が520件、合計で4,605件であります。

また、平成13年度における要支援者に対する限度額については、介護保険制度における低所得対策が設けられております。老齢福祉年金受給者で、住民税非課税世帯又は生活保護受給者及び、利用者負担額が1万5千円まで減額されないと生活保護世帯になってしまうかたについては、月額限度額が1万5千円まで。世帯主及び世帯員が住民税非課税又は免除されているもの及び、利用者負担額が2万4600円まで減額されないと生活保護世帯になってしまうかたについては、月額上限額が2万4600円とされております。なお、現在データを集積中でありまして所得段階ごとの該当者数については、間に合いかねます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（山田吉太郎君） 丸山惣平君。

4番（丸山惣平君） 先ほどの資料は、間に合い次第で、後でまたいただければ結構です。次に、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの建設年次について施設別に答弁をお願いしたい。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） 丸山議員のご質問の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの建設年次についてお答えいたします。

特別養護老人ホームでございますが、望岳荘については昭和48年12月1日に開設し、昨年の平成13年11月1日に移転改築し、営業をしております。高社寮については、昭和56年2月1日に養護老人ホーム併設で開設し、現在21年目を迎えております。千曲荘については、平成2年4月1日に養護老人ホームに併設し新築開設をしております。いで湯の里については、平成5年11月20日に開設、菜の花苑については、平成10年4月1日開設、ふるさと苑については、平成13年4月1日に開設をしております。

養護老人ホームにつきましては、高社寮が昭和56年2月1日に特養とともに併設で開設し、同じく21年目を迎えております。千曲荘については、昭和34年7月1日に開設し、昭和59年12月20日現在の場所に移転改築をし、18年目を迎えております。以上でございます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（山田吉太郎君） 青木豊一君。

17番（青木豊一君） 職員の待遇改善についておたずねしたい。各施設の運営状況を見ると経営内容が好転してきています。ところが、職員体制についてはまことに不十分と言わざるを得ない。年休の取得状況が極めて少ない、この実態をどのように考えているのか。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

（事務局次長 月岡保男君登壇）

事務局次長（月岡保男君） 介護保険制度が発足して、各特別養護老人ホーム会計は経営状況が好転してきていることは事実であります。職員の年休の取得状況は議員ご指摘のとおり、特に介護員において少なくなっております。そのため賃金も計上してありますので、努めて取得するように働きかけたいと思います。

議長（山田吉太郎君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（山田吉太郎君） 次に、議案第8号、平成14年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算から議案第17号、平成14年度公平委員会特別会計予算までの、以上10議案について願います。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（山田吉太郎君） 上村力君。

16番（上村力君） 各施設に関連するのですが、各施設の基金費についてですが、財政調整基金への積立の基金費について各施設にばらつきがある。特に千曲荘については、減少が著しいように思うが、昨年に比べての比較をお願いしたい。また、この基金の残額と、ペイオフへの対応についてお聞きしたい。

また、介護保険制度の施行時、各施設において運転資金が不足し市中銀行から一時借入をした経過がある。現在は、各施設ばらつきはあるものの財政調整基金を保有しており、施設ごとに基金運用を図ってい

ということだが、この基金の一本化については検討をされているのかどうか。

次に、千曲荘の短期利用者負担金についてお尋ねいたします。今年度の負担金は、20,642千円で、昨年度に比べ10,928千円と大幅に増えているが、この利用の大幅な増は見込めるのか。又、平成13年度の利用率はどうなっているのかお願いしたい。

次に、予算書116ページの千曲荘の過誤納還付金について説明をお願いしたい。

新規事業として、各施設の廊下、トイレ、窓等の清掃業務を新たに委託事業として計上していますが、今まで行っている清掃との整合性についてお聞きしたい。又、その委託業務の算定基準についてもお願いしたい。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

（事務局次長 月岡保男君登壇）

事務局次長（月岡保男君） 私のほうから各施設共通な項目について一括して答弁をさせていただき、補足を関係施設長から申しあげます。

諸支出金の基金費についてですが、各施設の事情がありまして、施設の歴史、定員の多少、ショートステイの有無等によって、繰越金に多少の差異が生じてきております。このため、各施設の基金費については、ばらつきが生じております。

この基金の運用については、施設運営上、繰替え運用等にも利用しております。ペイオフ対応についてではありますが、平成13年度末までは、元利とも保護されることになっております。また、各金融機関とも今のところ不安要因はなく、普通預金にあっては平成15年3月までは保証されており、平成14年度中の検討課題としたいと考えております。

過誤納還付金についてであります。これは特養の各施設共通で、若干の計上はさせていただいておりますが、特にご指摘の千曲荘のほかにも高社寮についてであります。これにつきましては、食費分を2,120円で、県との協議で請求しておいたものですが、過日の監査・指導の折り1,920円で請求し直すよう指導がありまして、これを平成14年度で返すこととなったためであります。

次に、清掃業務の関係でございますが、新年度、新たに各施設の廊下、トイレ、窓等の清掃業務を委託事業として計上させていただきましたが、これについては、今まで介護員等で行ってりましたが、新年度から、介護員には本来の業務である入所者の直接的な処遇に専念していただけるようにと、新たに清掃業務については業務委託方式をお願いするものです。これまでも、廊下等のワックスがけ、高所の窓等の清掃については、専門業者に業務委託をお願いをしてきております。

議長（山田吉太郎君） 千曲荘施設長。

（千曲荘施設長 松木隆一君登壇）

千曲荘施設長（松木隆一君） 千曲荘の松木でございます。先ず、財政調整基金費が少なくなった点についてご説明申し上げます。平成13年度には37,000千円であったものが、平成14年度予算では8,000千円で、29,000千円の減となっております。これについては、平成13年度の収入を精査させていただき、過大見積りもあったもので10月補正をさせていただいており、当初対応ではかなりの減額となっております。

次に、先ほど次長より過誤納返還金時に説明がありましたが、食費分2,120円が、平成14年度は1,920円

と200円安くなってしまい、収入が少なくなってしまったのが1点と、平成14年度に大きな事業を予定しているため、事業費がかさみ、このため積立金に回るお金が8,000千円と少なくなっていました。

次に、短期利用の利用率についてであります。平成12年度の利用率は、55.38%でありました。しかし、平成13年の1月から3月までは、80%から90%になっており、平成13年度については、毎月90%を超えております。平成14年1月まででも93.6%となっております。平成14年度については、これらを勘案して、85%を見込んでございます。平成13年度は40%と低めに見込んでおいたために、大きく伸びたものであります。

議長（山田吉太郎君） 上村力君。

16番（上村力君） 質問の中でお聞きした、財政調整基金の残高について答えてもらっていない。特に、千曲荘の場合、冷房設備、下水道整備、屋根の修繕等々、まだまだ基金に回すより施設整備に充てるべきと思うがどうか。また、ペイオフの問題もある。実際に基金はどこが管理するのかお聞きしたい。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） 現在、財政調整基金の管理については、各施設で行っております。基金の積立額については、特養施設の平成14年度ベースで申しあげますと、20,980万円の積立を予定しております。平成14年度末の基金の積立額総計は、78,790万円となる見込であります。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（山田吉太郎君） 青木豊一君。

17番（青木豊一君） 職員の問題についてお尋ねいたします。10月議会でも丸山惣平議員の質問にもあったように、職員体制が不十分である。連合長のあいさつでもあったように、介護員の労働は非常にたいへんなものがある。財政面が好転してきている中で、人的配置をどのように充実していくのか。年休の取得の改善、月に7回もあるという夜勤態勢をどのように改善するのかお聞きしたい。

また、パート職員、臨時職員の待遇改善についてもお聞きしたい。正規職員との賃金の格差、時給賃金どのように改善されたかをお答え願いたい。

また、議案第9号特養高社寮の嘱託職員の報酬が多くなっているが、寮長を嘱託化するつもりなのかお聞きしたい。

議長（山田吉太郎君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩）

（午前10時57分）

（再開）

（午前11時08分）

議長（山田吉太郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） 青木議員の質問にお答えいたします。先ず、年休取得の改善についてですが、取得時の代替職員の賃金として予算的措置を講じさせていただきました。介護員の勤務ローテーションの関係で、夜勤、明け、公休、日勤、となっておりますが、明け、公休日などに自分の用事ができることから、年休取得が低めに出ているものと思われます。年休につきましては、介護員の取得日数が少な

いのは事実でありますので取得しやすいように臨時賃金を計上させていただきました。

次に、臨時、パートの賃金単価であります、人事院勧告も引き下げ傾向にあることから、賃金については据え置きで計上してございます。

議案第9号の報酬の関係については、施設長のほうから答弁をさせます。

議長（山田吉太郎君） 高社寮施設長。

（高社寮施設長 阿部東治郎君登壇）

事務局次長（阿部東治郎君） 高社寮施設長の阿部です。

特養高社寮の嘱託職員の報酬についてであります、平成13年度については、産休・育休代替の嘱託職員1名分を計上いたしました、平成14年度については、2名分を計上させていただいた分増額になっております。以上です。

議長（山田吉太郎君） 青木豊一君。

17番（青木豊一君） 主な点についてお聞きしますが、パート、臨時職員の賃金についてですが、単価が昨年度と同額で計上してあるとのことですが、確かに、人事院勧告は減ってきていることも事実ですが、しかし、パート職員は重労働を強いられている。常勤職員は、年休対応の関係で休みが増え、時間あたり単価は増える結果となる。パート職員の月平均の受け取れる額面をお答えいただきたい。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） パート職員の時給単価であります、介護の臨時職員にあっては、時給840円、洗濯物等の業務職員については、時給740円であります。

議長（山田吉太郎君） 青木豊一君。

17番（青木豊一君） 事業者としてサービスの提供をしている。介護保険料の中に1時間あたりの介護サービス費はいくら算入されているのか。財政調整基金積立金が多額になっている現状から、積立金を労働者の処遇向上にまわすべきである。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） 介護分としては、1日あたり8,850円ありますので、これを24時間で割りますと、1時間あたり368.75円となります。以上です。

議長（山田吉太郎君） 丸山惣平君。

4番（丸山惣平君） 財政調整基金の積算の根拠はどうなっているのか。平成12年度決算においては、望岳荘は9,200万円の現在高でありそのうち、12年度の積立額は8,890万円、これに対して平成11年度の積立額は389万円であり、前年比8,500万円も高かった。今後、この財調についてはどのようにしていく計画であるか、お尋ねしたい。

議長（山田吉太郎君） 綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） 財政調整基金については、今後、議論が必要であると考えます。事務局でこれからの推移を見極めながら対応を考えていきたいと考えています。

議長（山田吉太郎君） 丸山惣平君。

4番(丸山惣平君) 財政調整基金として連合では取り扱っているが、本来、企業であれば、減価償却費に充てるべき財源である。これは、将来の施設改築計画等を見通しての財源に充当していくべき性格のものである。しかし現在、施設会計間において大きな差が生じている。これを今後、連合としてどう取り扱っていくか、十分、検討の余地があると思うがどのようにしていくのかお聞きしたい。

議長(山田吉太郎君) 事務局次長。

事務局次長(月岡保男君) 介護保険制度が発足して、各施設とも経営が安定していく見通しとなってきました。施設間の財調に差が生じていることも事実であります。これを含めて今後、どのように運営すべきか、検討課題としていかなければならないと考えております。

議長(山田吉太郎君) 丸山惣平君。

4番(丸山惣平君) この問題だけでいろいろと議論をしてもそれぞれの見方があるので、すぐには結論がでるものではない。別にきちんと検討してもらうこととして、地域の福祉増進のためにしっかりやっていくことが大事であることを指摘しておきたい。広域連合については、あくまで、広域としての視点から検討を加えるべきで、その観点から運営方法を協議すべきであるがどうか。

議長(山田吉太郎君) 事務局次長。

事務局次長(月岡保男君) 議員さんご指摘のとおりであります。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

議長(山田吉太郎君) 上村力君。

16番(上村力君) 財調整基金について、全体では8億ある。これら基金の、各施設の管理体制はどのようになっているのか、またその管理方法等についてどのように指導しているのかお聞かせいただきたい。

また、介護保険制度発足時において、独立採算で運営できると聞いているが、その際、複式簿記での経理が必要であるという意見もあったように思う。各施設独立した会計で運営しており、複式簿記での対応が可能であると思われるが、お考えをお聞きしたい。

また、連合での、各施設への指揮・指導系統はどのようになっているのかお聞きしたい。定期監査、決算監査等の監査結果に基づき、各施設対応をされていると思うが、その際の連合としての指導体制はどのようになっているのかお聞かせいただきたい。

議長(山田吉太郎君) 事務局次長。

事務局次長(月岡保男君) そういうことも可能であると思われます。また、連合として、各施設への指揮・指導系統についてであります。連合の施設としてできるだけ均衡が図られるように配慮している次第であります。今後ともその方針でいきたいと考えております。

議長(山田吉太郎君) 他にありませんか。

(発言する者なし)

議長(山田吉太郎君) 次に、議案第18号、公平委員会委員の選任の同意について願います。

(発言する者なし)

議長(山田吉太郎君) ございませんか。

(発言する者なし)

議長（山田吉太郎君） ありませんので、以上で議案質疑を終結いたします。

この際、昼食のため休憩をいたします。

（休 憩）

（午前11時35分）

2 一般質問

平成14年第1回北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

発言 順位	件 名	質 問 者		答 弁 者
		議席	氏 名	
1	高齢者福祉、介護サービスの充実について	4	丸山 惣平君	広域連合長
	みんなで育てる圏域づくりについて			
2	広域連合基本計画推進の方策について	17	青木 豊一君	広域連合長
	雇用対策について			
	介護保険について			
	産業廃棄物の問題について			

(再 開) (午後 1時00分)

議長(山田吉太郎君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程2、これより一般質問を行います。

本定例会における一般質問の発言順位につきましては、お手元に配布いたしてあります発言順位表のとおりでありますから、ご了承願います。

順位1番、高齢者福祉、介護サービスの充実について、みんなで育てる圏域づくりについて、4番、丸山惣平君。

(4番 丸山惣平君登壇)

4番(丸山惣平君) 発言を許されましたので、通告に基づき順次質問をさせていただきます。最初に、職員の待遇改善についてが2点。1点は、看護婦を除く夜勤体制の改善について。2点は、年休取得状況平均2.1日特に介護員1.6日の改善について。平成13年2月と10月の決算議会で質問をいたし、当面嘱託職員の増員を図ると同時に、夜勤を行う介護・看護職員の配置基準定数の見直しを国に要望する部分について、連合長に質しましたところ、連合長からこれに対し国の基準改正など実施された際には、対応をして参りたい。先の問題については、私もアウトラインは聞いておるんですが、実態としてもう少ししっかりしたものを調べるだけ調べていただいてまた判断をしていきたいと思えます。次に、年休については、代替職員の雇用を容易にし、休暇を取得しやすいように努めております。さらに、補足した事務局次長は、看護婦が加わらない形で介護職員がローテーションを組んでやっています。ご指摘では、看護婦分についても当然嘱託員で夜勤体制を組むべきではないかというご質問の趣旨でございましたが、全員につきましては、今後の検討課題ということになるかと思えますと10月の議会で答弁をされております。しかし、13年2月の議会質疑の答弁の時に、夜勤は本来介護職員と看護職員の総数でローテーションを組むというのは厚生省の基準でありますけれども、現実には、看護職員を除いた介護職員数でローテーションが組まれている段取りである。このことに対し、事務局次長から、現在では、ご指摘のとおりでありますとの答弁があ

りました。以上の経過から見ても、当然看護婦分を除く場合、その職員数に見合う必要な嘱託職員の予算措置を平成14年度で予算化すべきではないでしょうか。連合長は、平成13年2月、10月の議会での答弁の上に立って新年度予算をどう改善されたのか、また、今後どういう改善計画をもたれているかについて、住民にも、さらにはまた直接的には多くの従事者に責任を持って介護にあっている施設職員にも納得できる答弁をまず求めたいと思います。

次に、連合の施設は、特養老人施設、養護2施設の建設年次について、先ほど説明がありました。そこで、10月議会で要望しました広域圏内での特養・養護への入所希望で、自宅その他の所で待機している人数について市町村別にわかる資料を11月にいただきました。平成13年2月議会の資料と比べてみますと、自宅待機者は、平成13年2月は、養護16人、特養172人であります。これが、平成13年10月には養護が23人、特養192人と、両方で約27名増えております。その内訳を見ますと、養護が23人のうち在宅が22人、特養が192人のうち在宅が89人、その他となっております。ふるさと苑も開所で正味50床増えましたけれども、そのことによって入所できました。しかし、全体としては、養護7特養20計27名の入所希望者が増えております。もし、ふるさと苑の開所がなければ、特養が192名プラス50人すなわち240人位の自宅待機者となったのではないかというふうに推定されます。連合長は、21日のあいさつで少子高齢化が急速に進んでおります。北信地域におきましては、今後も老人ホームの充実が不可欠であるとし、さらに将来計画を見据えて整備改善に努めていきたいと、福祉施設の充実改善をあいさつの最後の中に入れていたことについて私は、共感を得たのであります。不可欠とは、辞典を引いても欠くことのできないこと、さらには是非必要なこととあります。資料に見られるように、入所待機者の受け皿として、特養施設の新設についてどう考えられているのか、7市町村のうち6つの2市1町3村に、特養施設があるも、あと栄村に未設置であるが、どう検討されているかお尋ねしたいと思います。田中県政も、福祉・教育を重視しています。早急に北信地域として長期計画に具体化するよう取り上げてみてはと思いますが、連合長の見解をお尋ねいたします。

次に、みんなで育てる圏域づくりの一環として昨年10月議会に、特養、ショート、デイサービスの施設について、利用する高齢者の立場から一体的運営を図るために調査研究してはどうかと質したのに対し、連合長は、県内も、公立、民間を合わせた特養ホーム104施設の内、デイサービスを受け入れているのは66施設で、このうち市町村・広域連合などの行政が運営している特養・養護合わせて21施設のうち、デイサービスを併設し、行政が運営している施設が14施設、社協の運営が7施設となっております。この北信広域圏内のデイサービスセンター11施設については、各市町村などが設置し社協などが運営をしています。今後、市町村の意見を聞きながら、研究の必要性についても検討していきたい、このように答弁をされております。ご案内のように、今後介護保険会計は、さらに厳しく財政運営が予想される中で、より効率的な運営が求められていると思います。今日、介護保険によるサービスで住民が一番サービスを利用しているのは社協運営のデイサービスと訪問による介護・入浴・看護・リハビリであります。この運営を、今後特養ホームの新設計画の中で特養・ショート・デイサービスの3施設について一体的・効率的運営をどう図るか。例えば、広域での一本化、また岳北・岳南の広域化、その場合社協の広域化、又は、地域によっては、市町村の単独運営化など様々な組み合わせが想定されます。私は、昨年10月議会の答弁の上に立って施設開業と同時に、預託サービス、通所サービスのあり方について再度、特養・ショート・デイサービスの一体

的な運営のあり方について検討すべき段階にあると思います。新北信地域ふるさと市町村計画第1章第1節3項で、高齢者福祉・介護サービスの記述の具体化の見地からもまた関係者からも、その効率的運営が求められていると申し添えております。

次に、合併問題への対応であります。市町村合併問題への対応についてお尋ねします。連合長はあいさつの中で、市町村合併については市町村やそこに生活する住民の皆さんが自主的かつ主体的に議論・検討することが重要であると考えておりますと述べられ、そのための情報提供をするため、問題を研究していきたいとしております。しかし、国の合併推進の押し付けは、飴と鞭の強引さが目立ってきております。合併をすれば特例債を認める、10年間の現状の地方交付税を交付する、さらには、5年間は激変緩和の措置をとる、こういう飴と、一方地方交付税の段階補正の引き下げ、更には特例法は平成17年3月までで延長をしないなど、総務大臣の発言が報道されております。こうした中で、去る1月1日付信毎紙上2面にわたって、大きく全国・県下の首長を対象にした合併論議についてのアンケート結果が報道されてます。これは、全国3,293の首長、回答率は、98.8%。県下の首長は、全部100%回答がなされたと報じられております。そのアンケート結果は、19項目ありますが、そのうち私41項目を選んでここに紹介をし、連合長の見解をお伺いするものであります。一つは、地方分権の進捗はどうかということについて、進んだというのは全国のほうでは21%、長野県下の市町村長は13.3%、地方分権は進んでない、変わらないというのが全国で76%、県下は84%。次に、地方交付税の総額を減らすのはやむを得ないかというこの問いに、総額を減らすのはやむを得ないと答えたのは、全国で22%だけれども、県下は20%。現状は交付税は維持していくべきだとしたのは全国59%に対し、県下は67%です。さらに問3で合併特例法の期限切れへの対応は、期限までに合併できるようにするが、全国は38%、県下は32%で低い。しかし一方、法の期限と合併の論議は無関係なので期限にはとらわれないが、全国は34%だし、県下は37%を超える。また、期限延長もありうるので、それにとらわれないというのが、全国が15%、県下が21%。従って合併の期限の問題についてとらわれないあるいは期限延長もありうるのではというのを合わせると、県下は60%というのがこのアンケートに対する県下の首長の回答であります。更に、4番目に合併を懸念する問題点について、住民の意見が反映しにくくなる、全国は38%、県下は43%。まちの個性や地域コミュニティーが薄くなる、これが全国が40%に対し、県下はなんと47%。このようにやはりアンケートの結果、県下首長の皆さん方が回答しています。私は、地方分権、特に財源委譲が少しも進まない状況の中で、このアンケート結果を拝見して県下の各首長さんが住民の立場に立って市町村のリーダーとしての回答であると思われませんが、この結果をどう受け止められ、今後の論議にどう生かされていくかについて連合長の率直な見解を先ずお伺いしたいと思います。以上で、第1回の質問を終わります。

議長（山田吉太郎君） 綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） 丸山議員のご質問にお答えをいたします。

まず、高齢者福祉、介護サービスの充実についてのご質問、職員の待遇改善についてでございますが、夜勤従事者数は、「厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」により、望岳荘が4人、

他5施設は各々3人と定められております。

当広域施設の夜勤従事者1人当りの夜勤回数は、月に4回から5回となっており、県内他施設は概ね月4回となっている為、夜勤割りに配慮し、1人当りの夜勤回数の均衡を図るとともに、夜勤従事者の確保や夜勤明け職員の代替者等の配置に対応できるよう予算編成を留意いたしました。

次に、特養施設の増設と改修についてでございますが、昨年度、豊田村に建設しておりました「ふるさと苑」がこの4月に開所になりました。そのことにより、新たに50床が増設され、管内における特別養護老人ホーム利用定員は「長野県老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画」で定めた、平成16年度における施設整備目標である420床が達成されたところであります。また、施設の老朽化とあわせて利用者の環境改善を図るため、今年度「望岳荘」移転改築工事が完了し、去る11月より供用を開始したところでございます。

来年度には長野県及び市町村の「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」の見直しがありますので、計画に基づき、今後新たな施設整備について検討をしていきたいと思っております。

既存施設のうち、昭和56年開設の「高社寮」は21年、59年開設の千曲荘の養護施設は18年が経過しました。これらの既存施設の改修につきましては、毎年度進めてきており、今後も必要に応じた改修・整備を行うとともに更新についても、研究をすることとしております。

次に、介護保険料及び居宅サービス利用料軽減への対応について。

現在、当広域管内では介護保険料に対する市町村独自の助成措置を実施しているものはございません。利用料の軽減については、介護保険制度上の負担軽減に加え、当広域管内の各市町村においても様々な単独事業による利用者負担軽減対策が行われております。詳細については、事務局次長から答弁をさせます。

次に、介護保険制度発足時3年目に制度の見直しとされている連合としての見直し、改善点についての国への要望について。これは、手さぐり状態の中、実施・運営してきました介護保険制度も概ね順調に推移してきたわけですが様々な課題も指摘をされております。国及び県もこの対応を図っているところであります。

広域連合が現在、介護保険にたずさわっている業務としては、介護認定審査会及び介護老人福祉施設等の運営があります。介護認定審査会に関しましては、問題点として一次判定で、特に痴呆性高齢者の判定について、要介護度が比較的低めに判定されてしまうことであります。

痴呆性高齢者は、それぞれ個々の状態によって介護の手間が大きく異なることから、審査会では認定調査員の特記事項及び主治医の意見書といった限られた資料に基づき、適切な要介護度になるよう、二次判定を行い、精度の高い判定に努めているところであります。

痴呆性高齢者の認定業務の困難性については、全国的に指摘されており、国においても「要介護認定調査検討委員会」を設立し、痴呆性高齢者の生活実態を反映した一次判定とするための検討を進めており、当広域でも本年度及び平成14年度に改定案の認定ソフトによる模擬審査等を実施し、適切な改善がなされるよう協力をして参りたいと思います。また、関連して施設においても痴呆性の入所者に関しては、予想外の行動をされることから、他の入所者と比較してより多くの介護の手間を要する実態であります。その点については、介護報酬の面での加算、あるいは前段で指摘しました、より適切な要介護認定が行われ

るよう希望しております。

保険料の軽減につきましては、国は第2期計画策定にあたり、その中で保険料率の改正も検討されることになっており、市長会においても国に軽減策の要望をしたところでございます。

それから次に、みんなで育てる圏域づくりについてのご質問でございます。

広域行政の推進についてですが、地方の役割が重要視されるなかで地方分権が進み、住民の行政需要の多様化・高度化・広域化に適切かつ効率的に対応するため、関係自治体が密接な連携を図り圏域の一体的な発展を図るため、市町村の主体性を尊重しながら積極的に広域行政を推進する必要があるとの立場から進んできているところであります。新年度からは、広域的な観光の推進及び広域的な幹線道路網の整備に関する調査研究を開始する予定であります。

老人ホーム高社寮及び千曲荘に併設されているデイサービスセンターの運営を一本化したらどうかという点については、昨年10月議会での丸山議員のご質問に対して、「今後市町村の意見を聞きながら研究の必要性について検討して参りたい」と答弁申し上げました。これを踏まえて、去る1月22日、北信7市町村の介護保険担当課長及び担当者が集まる北信市町村介護保険事務研究会において、運営の一本化について問題提起をし意見を求めましたが、市町村からは研究の必要性についての積極的な意見は出ませんでした。

居宅サービスの実施にあたっては、住民により身近な市町村において実施するほうが、地域の実情に合ったきめの細かいサービスを提供することができることから、現状のままで良いという意見でありました。

また、市町村合併問題への対応についてであります。平成12年4月に地方分権一括法が施行されました。地方分権型社会の実現に向けた一歩が踏み出されました。地方分権の推進に伴い、住民の最も身近な市町村には、自己決定・自己責任の原則のもと、高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応し、個性豊かな地域社会を築いていくことが求められております。

こうした中、市町村の行財政基盤を強化し、地方分権を担うことができる体制づくりを進めることが重要な課題となっており、国がまとめた調査では、昨年12月末現在、市町村合併に向けて研究会や協議会などの組織を設置した自治体は、全国で2,026自治体で、全市町村の62.9%に上っている。県内においても、既に任意合併協議会を設置している更埴地域のほか、他の地域においても市町村合併に関する研究組織を立ち上げていることは新聞報道によってもご承知のとおりであります。

市町村合併については、あくまでも市町村やそこに生活する住民が自主的かつ主体的に議論、検討することが重要であると考えます。市町村の行財政の現状、住民サービスの状況など、地域住民が議論・検討する際に参考や目安となるさまざまな情報を提供するため、各市町村とともに広域連合としてもこの問題を研究していくことを各首長で申し合いました。以上でございます。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

（事務局次長 月岡保男君登壇）

事務局次長（月岡保男君） ただ今の広域連合長の答弁のうち、居宅サービスの関係の利用の軽減状態という点について答弁申し上げたいと思います。

平成13年の7月末現在の構成市町村がそれぞれ単独事業で行っております利用者負担対策についてで

すが、居宅サービスの利用料の軽減状況ということで申し上げます。総数を申し上げますと、全部で1,243件、市町村別には、中野市88、飯山市593、山ノ内160、木島平271、野沢温泉86、栄村45等々でございます。何れも、軽減内容は、各自治体でそれぞれ持っていた単独事業であります。以上です。

議長（山田吉太郎君） 丸山惣平君、再質問ありますか。

4番（丸山惣平君） それでは、再質問いたしますけれども、最初に夜勤の問題について先ほど連合長は月4回位といった。これは、月4回ではなくて、私どもいただいた資料によりますと、全体とすれば128人の方が夜勤をしていてその内5回の方が61人、6回の方が28人、7回の方が9人ですから、全体ではやはり相当の数の方が夜勤に入られている訳で、要するに月5回から6回の方が90人で、128人のうち70%の方が、介護職員が月5回から6回を行っているという事実。特に月6回の方は28名おまして、約22%、月6回夜勤をやると、泊り・明け・公休となると入所者に接するの日は、月のうち半分くらいになってしまうというふうに言われております。そこで連合長に申し上げたいのは、実態をよく調べて判断をするといわれるけれども、どうも共通して出されている声は、連合長はお聞きになっているかどうかはわからないけれども、一つは、本来の介護職員として、昼間の入所者とのふれあいが不足する状況にある。このことは、よく接することができなくなってしまうと、そういう状況をつかむことができなくなってしまう。また、事務職の場合には、昼間休んでも夜残業をして埋め合わせをするけれども、介護の場合にはそういうことができないという問題がある。また、生活指導員の方やケアマネージャーさんが月1回いたのが皆さんも大変である、年休が取れにくい、交代勤務をしている、特に夜勤はパートや臨時の方にはお願いできないわけです。定数増ができないなら、是非嘱託職員を増やして欲しい。これが要するに夜勤をしている皆さんの実態な訳です。なかなか連合長は、身体一つでそうは行かないと言われておりますけれど、ここはやっぱり改善をしていかななくてはならない。連合の主要な任務は、サービスであります。サービスを本業とする介護員の皆さん方が、泊り泊りで充分できないとするならば、本末転倒になってしまうのではないかと思いますので、この点もう一度答弁を求めたいと思うのです。

私、職員の皆さん方が日夜を分かたないような、要するに活動をしているわけです。心から敬意を表したいと思うわけです。過日、私いろいろと施設を訪問をしましたけれども、昨年2月議会で平成11年度の主要施策の成果説明書に基づいていろいろと各施設の職員体制あるいは入退所の状況やら、入所者の内訳やら入所者の状態についてこの場で質疑をし、質問をしたわけです。その後、昨年10月では12年度の決算でもそういう主要施策の成果の説明書が、11年度と比べるとやはり前年に比べて排泄・オムツの方が増えてきている、あるいは特殊入浴の方が多くなってきている、しかも11年から12年に比べて私いろいろお聞きすると11年の入所者で亡くなった方が63人だけれども、12年度は83人というふうになってきているということもお聞きします。過日、ふるさと苑を訪問した際に、施設長さんから2月1日現在の実績報告書を拝見させていただきましたけれども、6施設の今の現状は、だいたい共通したような現状にあるということだけはしっかりつかんでいただきたいと思うわけです。以上の点について夜勤の交代についてお尋ねしたわけです。特に、各施設の夜勤の交代という問題は、非常に大変な問題でありますので、是非連合長の前向きな答弁を重ねて求めます。

次に、新改築の問題、特に老朽施設の改修問題について、先ほど連合長のほうからもう420が達成したから栄村の施設の問題はひと言も触れられていませんでしたけれども、やっぱりこの福祉施設は非常に地域の社会における開かれた施設として、大きなやはり影響を与えていると思います。ふるさと苑の職員は31人、入所者が75人で雇用の面から、又地域経済の面からも、そして何よりも社会と地域に開かれた交流の面からも施設は大きな役割を果たしていると思われ、過日も訪問して思いました。それから平成13年、昨年4月に開所し6月頃70名の定員入所になったですけれども、最初から平成14年、今年の1月末現在で施設入所者への面会人が、10ヶ月で延べ2,543人、非常に多くの方が、一日平均、平均8.4人といわれている。施設長さんの話では、夏は毎日訪問する人も多いし、土日、連休にくる人、更には、地区内の小中学生、ボランティア団体の方々など多様といわれています。過疎地において特に少子高齢化の急速に進む中で、福祉施設の建設は、まさに連合長のおっしゃるようにならぬと不可欠な事業であると思うわけです。従って先ほど自宅待機者が192名もおられる、この問題について単に420の県に対する目標が達成したというのではなくて、早急にやはり栄村への建設という問題について計画を上げるべきではないか、又千曲荘や高社寮の新改築についてもそのような見地で位置付けをして事業計画を立てるよう重ねて連合長の見解を求めたいと思います。

それから、私、今日の不況の中で利用料の軽減の問題でありますけど、特に医療負担が増大し高齢者の皆さんが大変なもんだと思います。そこで、介護保険料は一部の方を除いて全て年金からの天引きという中で保険あつての介護なしの状態にならぬように、行政としての責務であり、特に広域連合としてもそれらへの対応について調査研究をしていくことは、介護サービスの充実という連合の掲げる基本構想の実現に大事な課題の一つではないかと思えます。介護保険サービスの利用を受ける場合、その利用料は、通所介護、デイサービス、訪問介護・入浴、あるいは訪問看護ステーションであります。介護報酬は、基本額の本人負担は、一割であります。例えば、軽度の要支援の場合には、基本額に合計8,300円で、本人負担は一割で830円からの負担になります。この問題については私、介護保険制度発足前の平成12年4月前まで訪問介護、ヘルパーの訪問を受けていた方が所得税非課税世帯については、A・Bランクとして無料でありましたが、しかし介護保険制度になり、国はそれまで訪問介護ヘルパーを受けて無料だった人のみを10%負担ではなく3%負担にし、あとの方を全て10%負担にしております。問題は、介護保険では、サービス提供の介護度について先ほど次長のほうからありました要するに、要支援・要介護の1から5について介護度に分析して、納入する保険料についてその利用増について報告申しあげられたわけでありまして私、むしろ納入する保険料については、所得段階別の、第1段階から第5段階に区分してあります。従って、昨年も要介護度別と同時に所得段階別に利用限度額に対する利用状況の一覧表を要望しましたところ7市町村の資料を過日いただきました。いただいた中で、飯山市の資料を見ますと利用可能の限度額に対する利用率は、第1段階、要するにこの第1段階は、生活保護あるいは老齢福祉年金世帯、これが限度額に対する利用は、25.98%、第2段階の方は30.43%、第3段階は33%、第4は34%、第5段階は34%、このようにいわゆる弱者世帯ほど利用可能の限度額に対する利用度が低いわけでありまして。従って、こういう問題について飯山市の場合には、第1・第2段階の低所得者に対して本来1割負担を5%の軽減にしてある。先ほど次長からも報告がありましたけれども、今全国的にも低所得者階層の本人負担を引き下げる方向にし

ておる訳であって、是非この点についても私、本人負担について在宅サービス所得段階別の、介護度別の利用度というものをそういう状況について連合としても実態を明らかにして保険あって介護なしのような状態を作らないような、そういう方向にどう対応したらよいか調査研究するということを提案したわけがありますので、連合長の見解を重ねて伺いたいと思います。

次に、合併論議の中で、一番の関心は、できればなんとなく村を、町を、市を残したいというそういう気持ちは市町村長さんを始め、議員や住民も願っていると思います。ところが、国の財政締め付けの中で苦渋の決断が今迫られている一つが、財源問題であると思います。現在の地方交付税制度が維持されるなら何とかそれぞれの計画がやっていけるけれども、これが削減されると難しくなるという声がございませう。

昨年5月、塩川財務大臣の1兆円削減発言。これは、一斉に地方各団体関係者からの反対の声があがりました、昨年7月5日にはこの問題を中心に全国町村会が37年ぶりに議員大会を招集し、一律削減断固反対の特別決議を上げて、その後小泉首相の合併促進に飽と鞭と両方に対応するという発言に対し、昨年秋11月28日の全国町村長大会で市町村合併に関する緊急決議を採択されたことは、ご案内のとおりであります。この2回にわたる緊急決議の前に、国はついに歳出を抑制して欲しいということに発言を修正し、今回新年度政府予算での地方交付税の決着は前年度比、総額で8,000億円のマイナスを赤字地方債の大幅増で補わせるものであり、後年度の元利償還を全額地方交付税で措置するということになったことはご案内のとおりであります。しかし小規模市町村への段階補正の切り下げ、兵糧攻めは始まっています。従って、私はやはり、昨年度の国への働きかけ成果の上にならって、町村大会の決議にある市町村合併の強制を意図した地方交付税の算定の見直しは絶対に行わない、いかなる形であれ合併を強制しない。市町村合併の理念や目的を明確にすることなく数値目標は設定しないこと、将来の地方公共団体のあり方を含めた各市町村合併の理念と目的を明確にすることという以上4つの点について、単に国に要望するのみでなく、4つの見地に立って、各自治体で、又連絡協議会などで大いに論議検討していくことが7市町村の各首長や各議会に課せられていると思いますけれども、この点についても連合長の見解をお尋ねしたいと思います。

議長（山田吉太郎君） 綿貫広域連合長。

広域連合長（綿貫隆夫君） 丸山議員の再度の質問にお答えをいたします。夜勤の問題につきましては、先ほど基本的にはお答えをしたとおりでございますが、極力連合長といたしましても現場の状況に付いては正しく把握して実態を判断していきたいと思っております。今後とも事務局を通してなるべく現場の様子が正確に把握できるようにそういった報告あるいは検討の制度を考えていきたいと思っております。

又、私自身もなんとか2重の体ではございますが、時間を割きまして極力現場を見れるように努めていきたいというふうに考えております。それから、詳しい点では、次長のほうから補足をさせます。

それから、特養の施設に関してでございますが、これまでの組合の時には7市町村の中で設置されていないところを順に埋めていくという考え方が今までの施設のルール化されたものではあったと思います。しかし、連合になりましたりして、又介護保険制度が動き始めた現況におきましては、必ずしもそのルールだけの順番ではない、総合的な判断に基づいて今後考えなければいけないのではないかとこのように

思っております。従いまして、たとえば、今栄村さんのことにつきましてもお話が出ましたが、本来的には、その設置されている地域地域ごとに、なるべく最寄のサービスが受けられるということがその地域の取り巻く各皆様方にも合理的な距離でいいと思いますが、実際には、おそらくケアを受ける皆様方もその地域だけには属するわけにはいかない問題がありました。又、この施設に働く職員の皆さんも、いろいろな場所の職場を選択しなければならないという問題が今までもあった訳でございます。そしてまた専門職の皆さんについてもそうでしょうから、それらの皆さんがそこに従事する上での合理的な方法というものも合わせて考えながら、設置場所、設置する数、そういったものが今後考えられていくのではないだろうかというふうには私を感じておりますが、そういった問題につきましてはそれぞれの市町村で検討する部署も真剣にいろんなケースを分析して資料を基にしながら研究をしていきたいというふうには思っております。

それから、介護保険制度に対する対応でございます。これは一応原則的には法律に基づいて各自治体の判断に基づいて対応ということにはなっております。連合では一応くくれる部分だけを共通にしているわけでございますが、まさに3年目の見直しというところが、これまでの2年間のデータをしっかりと分析をしまして以降の是正すべき問題点、あるいはそのまま維持していくべき問題点、等々研究をすべきであると思っておりますから、そこに直結するものを真剣に対応していきたいと思っております。

合併についてでございますが、確かにわが国といたしましては、地方が非常にいい効率的な状態に現在置かれていて、日本全体としては大変深刻な問題になっている、ということは重々わかっております。ただ、そのために地方の生活が切捨てられてしまうというような形は、今までナショナルミニマムということで一生懸命やってきたことに対してはあまりにも急変であろうというふうにも思っております。従いまして、連合長が、合併の問題について基本的な意見を今申しあげるわけにはいきませんが、前々から話が出ておりますように、せつかく7市町村こうして共通な事業もしながらいろいろな話し合いをする機会も多いわけでございますので、合わせて議会と併せましていろいろな合併の対応について検討をし、その中の問題点等について、なるべく早い期間ではっきりした姿が見える方向まで濃厚な努力をしていかなければいけないだろうと考えております。以上であります。

議長（山田吉太郎君） 月岡事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） 補足してお答え申し上げます。介護保険の利用者、居宅サービスの利用者期間の関係でございます。これについても、調査研究していく段階ごとの利用者の軽減策を研究していったらどうかという部分でございますが、現在までも各市町村の保険福祉担当課長会議等において情報交換をし、それぞれの構成団体で特色のある負担軽減がなされているというように承知をしております。今後も、地域住民の福祉をそれぞれの構成団体で特色を持ちながらやっていくという従来のトレンドで、従来の継続で行われるのがいいのではないかと考えておりますが、広域連合といたしましては、従来同様それぞれの構成市町村の情報交換の場というのは継続してもっていければと考えております。

それから、夜勤でございます。実はその後におきまして、平成13年度の上半期について施設ごとの夜勤の従事回数を調べました。平均をいたしますと、全施設共通であります。4.55回程になっております。最大が5.08回でございます。それから最小が3.89回でございます。何れも月当りでございます。平成13

年度の上半期分につきましてはそのような状況であります。 以上です。

議長（山田吉太郎君） 丸山惣平君、再質問ありますか。

4番（丸山惣平君） 夜勤の勤務状況ね、私10月の決算議会の終わった後、事務局に要望しておいたら平成13年10月特別養護老人ホーム夜勤従事者調べ（10月分給料表より）これが一番新しいと思っているんですけどもね、今これを見ていくと、私先ほども申しあげましたけれども、非常にハードな状況になっておるのではないかと。この状況を見ますとね、1回が5人、128人が夜勤に従事していて、2回が11人、3回が5人、4回が17人、5回が61人、6回が28人で7回が1人。従って、こういう状況でいきますと、私先ほども申しあげましたとおり、相当これは夜勤の回数が、5回と6回で90人ですから、70%の介護職員の皆さんが夜勤になってきている訳です。今次長さんの話されたのは公開の席上の発言ですから、別に疑うわけではありませんが、私どもに送られてきた資料は、一体何だったのかということになるわけですよ。この点は、やはり整合性を是非議会としても明らかにしていただかないと困るわけです。

もう一つ、時間が少ないので2点だけ合併の問題について。非常に、連合長は開会のあいさつでは、私お聞きしましたけれども、いろいろとお話をして自分からの見解を述べられたけれども、さっきは、あまりトーンダウンをしたような形になっておりました。どうも国の流れに従わざるを得ないような発言ではありますけれども、私、今この段階において一つは財源問題では地方交付税というものはどういうものであるかということを引きつらねる必要があるのではないかと。連合長もご案内のように、例えば、地方交付税の法律の第1条に地方交付税の持つ目的は、財源調整と財源保障の2つの機能を持っているんだと。従って、地方自治の本旨の実現に資すのとおり地方団体の独立制を強化することを目的とすると、このように明確にしてある。この交付税の財源という問題は、決して国の財源ではなくて、国税3税の中で、ようするに法人税35.8%、所得税・酒税の32%、消費税の29.5%、タバコ税の25%、これが要するに地方に配分するということが決まっている訳です。従って、それぞれ都市から事業税・国税その他をとっても当然それはもはや地方に分配しなければならぬ問題であって、会計も従って国から独立した特別な会計で勝手に動かすことのできないものである。従って私は、交付税の財源というものは、要するに国の財源ではなくて地方の財源として保障されているものであるという。要するに、戦後確立されてきた地方自治の根幹を守る運動として、その大義の旗を確信をもってやっぱり広げていくということが今非常に強く求められているのではないかと。簡単に、一大臣がパンパンと切ってしまうなんという事は言う訳にはいかない。それが昨年2回にわたった町村大会において1兆円減税というのが、削減するというのがついに前年よりも今度の2年度の地方交付税の総額が約9,700億ぐらい増えている訳です。従って、そういう点では、運動活動というのが非常に大事ではないかと。もう一つは、町村の果たしている役割に確信を持ってもらうということ。これは、市町村長会でも強くアピールは出されていますけれどもね。言えば、水田の持つ公共的機能をこの経済的効果は4兆とも、あるいは又、林野の持つ評価額は74兆と言われるわけです。やはり日本の国土を守る防災の面からも排ガスから国民を守っていく環境の面からも確信を持って国のよこしまな地方交付税削減にきっちりやっぱり反対していくということが今日程大事な時はないとそのことを強く申し上げ連合長の改めての見解を求めたいと思います。

議長（山田吉太郎君） 綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） 合併の問題は、私は地方分権化の問題の一環であろうというふうな理解も十分にしておるつもりでございます。本来的にはわが国の体制というものは、もっともっと前の段階で地方に分権化されてしかるべきだし、それが逆にこのところ10数年間を見ますと一層中央集権化が進んだという形でございます。理想とするところとは逆行したのではないかというような判断をしております。しかし、そうは言いながらその強い中央集権化の中で、地方の行政に対する住民の対応、あるいは、行政自身の持っている対応の仕方もかなりこれからもっともっと勉強して行かなければいけないような状態まで、問題点を抱えているのではないかというふうに思いますので、地方分権化というものが、財源を伴って一足飛びにじゃ充分これでまあほとんど独立でやっていけるような財源をそろえたから、さあそうして行ったらいいだろうということで果たしてうまく行くのかどうか、自分たちのことですから他人事のように言っておられませんから、やはり地方がかなり自立性、独立制を持った形で進めていけることこそ願いますので、努力をしながらその方向に少しでも早く自分たちの権限・権利というものを確実に把握していければいいというのが私の基本でございます。果たしてその、あたりましては一足飛びのさあ金は預けたからさあうまくやってみろというだけではいけないという自分たちのまあ戒めと言うか自覚を持ちながら進めて行く過程ではなかろうかと言うふうに思っております。この間、シンポジウムでもどこどこが合併すればよりいいんだとその顔合わせのつなぎ合わせの問題ではなくて、分権化あるいは地方の合併、広域合併に対しどのように我々地方に住むものが対応していくかということへの真剣な討議なり学習が今非常に求められているようなものなのだろうと認識をしております。

議長（山田吉太郎君） 月岡事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） 先ず、夜勤の関係でございますが、ちょっとデータのとり方の違いがございまして先ほど申しあげましたのは、13年度の上半期の平均でございまして、議員さんにお渡しをいたしましたのはたまたま10月1ヶ月だけのデータでございまして従いましてそういうふうに偏りが生じているかと思えます。職員はそれぞれ勤務の日程表を編成されますとその中でその月によっては、夜勤の回数が多かったりあるいは少なかったりする現象が生じます。その辺の差でございますのでよろしくお願いしたいと思います。それが1点でございます。

もう1点でございますが、夜勤の回数そのものでございまして1週間に1回週7日でございまして、年にいたしますと52回、52週でございます。その中で、1回ずつの夜勤をやっていただくと言うような計算によりまして行っておりますが、ただ今申しあげましたように若干これを上回っております。それから、但し夜勤の回数が多くとも年間の総労働時間は、個人によってばらつきが生じることはございまして、1年間1,960時間でございます。それによって年間トータルで勤務時間を見て労働過重にならないようにそれぞれの施設で日程表を編成をしておりますのでよろしくお願いしたいと思います。以上であります。

議長（山田吉太郎君） 以上をもちまして丸山惣平君関係の質問は終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩)

(午後 1時59分)

(再開)

(午後 2時14分)

議長(山田吉太郎君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に進みます。

順位2番、広域連合基本計画推進の方策について、雇用対策について、介護保険について、産業廃棄物の問題について、17番、青木豊一君。

(17番 青木豊一君登壇)

17番(青木豊一君) 青木でございます。私は、通告申しあげました4点につきまして順次質問いたします。連合長並びに関係者におかれましては真摯な答弁を求めるものでございます。

最初に、広域連合基本計画推進の方策についてお伺いいたします。本連合には、新北信地域ふるさと市町村広域圏計画が策定されています。私は、本計画策定にあたり関係市町村が、対等・平等・相互尊重・発展の立場に立ち、自治権の確立と関係地域の発展を統一して促進することが大前提であると提起いたしました。残念ながら策定された計画は、各市町村計画のより集めといえるものであります。私は、こうした不自由さをもつ新市町村計画でありますから、同時に計画の積極面を生かし地域住民の暮らしを応援し希望と元気の出るものにするため、次の点についてお伺いいたします。

一つは、住民主体の広域行政の推進について。その一つは、計画に基づく進捗状況と予算編成がどのように留意されているものかどうか、2点は、計画推進のプロセスと連合事務事業のありかたをどのようにお考えか。二つ目は、市町村合併についてです。その1点は、現在7市町村の行財政に問題点があるものかどうか、あるとすれば、何が問題なのか。合併が問題解決の軸になりうるものなのかどうかお伺いします。2点は、7市町村が参加する合併研究会の目的及び今なぜ研究会が必要なのでしょうか。

次に、雇用経済対策についてです。この問題は、管内はもちろん全国的な大問題です。住民の暮らしや福祉を第1とする地方自治体の任務からみてきわめて重要な問題であり、最大限の努力が求められる問題です。こうした観点から次の4点をお伺いいたします。

1点は、連合管内における企業倒産及び人員整理など雇用の実態及びその対応をどのようにされているか。二つは、管内における行政指導の雇用対策・強化はどう具体化され計画されているか。3、過去5年間の7市町村における新規採用職員の募集がどうなっているか、4つは、観光地の市町村別実態についてお伺いをするものであります。

次に、介護保険についてであります。開始され2年が経過しようとし、来年度見直し時期に来ています。私は、介護保険の問題を一貫して取り上げ、冷房未設置施設解消や特別養護老人ホームの増改築を提案して参りました。先に提案された予算案には冷房未設置施設解消が具体化されたことを歓迎するものであります。同時に、介護保険など来年度見直し時点であるもとので次の点についてお伺いいたします。

一つは、介護保険制度見直しにおける連合の基本方針についてであります。これまで、再三再四、待機者の現状や施設の老朽化に伴いこれまで定例議会のたびに、栄村における新築及び施設などの老朽の建て替えなどを提案して参りました。改めて介護保険制度の見直し時期にあたり計画の具体化を求めるとも

に連合としての基本方針及び具体化をお伺いいたします。

次ぎ、具体的問題として介護保険判定のあり方について最近も実態との隔離が問題にされています。判定の基準等についてお伺いいたします。

3つは、社会福祉法人等による利用者負担減免事業実施状況は残念ながら充分とはいえません。どのような検討と結果になっているかお伺いするものであります。

次に、産業廃棄物対策についてお伺いいたします。人類が30億年もかけて守りつづけた生命維持装置といわれるオゾン層が、数十年の経済活動で壊し始め、今地球温暖化の問題は21世紀人類の生存時の成否を握るとまで言われております。又狂牛病問題など、食や環境の安全と農業経営の存亡は一体であることも明瞭です。こうした点から、過去にも問題を提起しましたが、改めて次の2点を提案いたします。一つは、環境に優しい地域にするため、一般廃棄物と同時に、産業廃棄物受入及び排出総量基準を設け、これ以上の持ち込み、施設拡大を抑えること。二つは、管内市町村への産業廃棄物持込、施設拡大については相互に情報を開示し自然や環境のよい地域を作り、環境に優しく安全でおいしい農産物を日本と世界に発信すべきではないかと考えます。以上の点について質問し、答弁を求めるものであります。

議長（山田吉太郎君） 綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） 青木議員のご質問にお答えいたします。広域連合基本計画推進の方策についてのご質問の中、住民主体の広域行政の推進について、計画に基づく進捗状況と予算編成の留意点はどうかという件でございますが、北信地域は、平成5年にふるさと市町村圏の選定を受けまして、国が定めたふるさと市町村圏推進要綱では、ふるさと市町村圏の広域行政機構は、ふるさと市町村圏計画を策定するものとしております。このふるさと市町村圏計画に掲げる事業につきましては、国の財政上の措置として地方交付税措置、地方債の優先充当などを行うとしております。このことから、ふるさと市町村圏計画の実施計画では、7市町村、一部事務組合、広域連合及び県がそれぞれ計画している事業を提出していただき取りまとめをしております。基本計画の初年度となる平成13年度に取りまとめました実施計画では、市町村、一部事務組合、広域連合及び県の事業を合わせると、3ヵ年で約1,075億円の事業となっております。このうち平成13年度では、約406億円の事業費となっております。広域連合として行う事業は介護認定審査会運営事業、施設運営事業、ふるさと市町村圏基金の果実による広域活動計画に基づく事業などを実施計画に計上してあり概ね計画にそって進めているところでございます。新年度の予算編成においては、施設運営事業での入所者の処遇の向上、居室の冷房化、施設の老朽化等に伴う計画的な改修など広域活動計画に基づき事業でのふるさと市町村圏基金の確実かつ効率的な運用方法などについて留意したところでございます。

2としての計画推進のプロセスと連合事務事業のあり方でございますが、ふるさと市町村圏計画に盛り込まれました事業については、国の財政支援があることから県、市町村、一部事務組合のそれぞれの計画との整合性を図りながら進めていくことが必要であります。実施計画は毎年見直しを行っておりますが、昨年11月には市町村の企画担当者が集まり各市町村の計画について情報交換を行うなどし、現在平成14年度からの計画の見直しの作業を進めているところでございます。広域連合の事務事業につきましては、介

護認定審査会業務が増え、施設の新築・改築等を進め、地域要望に応じてきているところでございます。今後も、規約及び広域計画に基づいて進めていきたいと考えております。

市町村合併につきましては、まず、基本として7市町村の行政執行における問題点、及び合併のメリット及びデメリットはどうかということでございますが、市町村合併のメリットとしては住民の利便性の向上、さらにその高度化・多様化に対応できる重点的な投資による基盤整備の推進、広域的観点に立った街づくりと政策展開、行政上の行財政の効率化、地域のイメージアップと総合的な活力の推進などがございます。又一方、デメリットとしては、役場が遠くなり不便にならないかというようなことや、中心部だけがよくなって周辺部が寂れないか、住民の声が届きにくくならないか、各地域の歴史・文化・伝統等が失われないか。財政状況の良い市町村に有利にならないか。サービス水準が低下し負担が重くなることはないかなどの懸念が一般論として言われております。北信地域においては行財政等の問題点、市町村合併によるメリット・デメリットについては今後市町村がそれぞれ独自に研究していくものでありますが、広域連合としても合わせて研究していくことを各首長で申し合いました。

また、2つ目として、7市町村での合併研究会の目的はどうか。先ほど丸山議員にも答弁申し上げましたとおり、市町村の行財政の現状、住民サービスの状況など地域住民が自主的かつ主体的に議論検討する際に参考や目安となる様々な情報を提供するため、各市町村とともに広域連合としてもこの問題を研究していくことを各首長で申し合せたものでございます。

次に、雇用対策にいきます。連合管内での企業倒産及び人員整理など雇用の実態及び対応についてでございますが、管内7市町村における平成13年度中の負債総額1千万円以上の企業倒産件数は、県の調査では9件となっております。また人員整理の状況は、飯山公共職業安定所の調べによると平成13年4月から12月までの9ヶ月で12件238人で、平成12年度1年間の5件84人を大きく上回っております。このような経済雇用状況に対応するため国では、平成13年から雇用保険制度を改正し倒産・解雇等により離職した場合の手当給付日数を延長しました。又、事業活動の縮小により労働者の休業又は出向等を行った事業主に対し、休業・出向労働者に対する賃金負担額の一部を助成する雇用調整助成金制度を始めました。さらに国は、都道府県に「緊急地域雇用創出特別交付金」を交付し、都道府県及び市町村が地域の実情に応じ、緊急かつ臨時的な雇用等を創出する事業を実施しております。管内市町村では、この事業を活用して、民間企業、シルバー人材センターへの委託等の方法により、小中学校への指導助手の導入、観光案内所への案内人配置、小規模障害者作業所への指導員配置などを実施し、臨時的な雇用の創出を行っております。

2として、行政主導の雇用対策強化はどう具体化されているかということですが、管内市町村では、この緊急地域雇用創出特別交付金事業のほかに、制度資金の利率引下げ、融資枠拡大等により中小企業等を支援して雇用の確保を図るほか、それぞれ地域の実情に即した事業を導入して緊急経済・雇用対策を実施しています。当広域連合としては、入所者の処遇改善に併せて、施設の清掃業務を、シルバー人材センター等に委託するなど、雇用創出の方策を講じたところでございます。

3番目として、過去5年間の7市町村における新規職員採用及び各市町村の募集・雇用実態につきましては、管内7市町村における新規採用職員の人数は、平成9年度から13年度までの5年間で合計113人です。募集及び採用の方法は、各市町村とも、市町村広報紙等により職員採用試験の実施を住民に周知

し、応募者を対象に競争試験を実施してその合格者を正規職員として採用しています。この他、欠員が生じた場合又は臨時的な業務が生じた場合には、臨時・パート職員を雇用して対応しております。

4としての、7市町村における官公需の各行政管内及び外部受託実態、工事や、委託や、物品別であります。これにつきましては、聞き取りの方法により管内の実態を取りまとめたところ、平成12年度における7市町村の管内事業者への発注の割合は、請負工事については、約84%、委託事業については、約54%、備品購入については、約53%となっております。

次に、介護保険についての質問でございますが、

1として、14年度見直しに対する「連合」の基本方針及び特養増設・改築への対応でございますが、特養の新設・改築につきましては、先ほども答弁しましたように、平成16年度整備目標が達成されたことから、広域連合としては、来年度に見直しされることになっている老人保健福祉計画・介護保険事業計画の整備目標数値を見極めながら、検討して参りたいと考えます。

介護保険判定のあり方についてのご質問でございますが、介護認定審査会における審査判定につきましては、認定調査員による85項目にわたる高齢者の心身の状況に関する調査に基づく、コンピュータによる一次判定結果を原案として、訪問調査の際の特記事項及び主治医意見書の記載事項を加味するなどし、二次判定を行っております。現在、この一次判定における痴呆性高齢者の要介護度が比較的強く判定されてしまうことが、全国的に指摘されており、国では一次判定の仕組みについて見直しをしている最中であり、また、介護認定審査会での二次判定で、個々の状態に応じた適切な判定ができるように、毎年県等では、審査会委員や認定調査員の研修を実施しております。

3番目として、低所得者に対する国の減免措置の拡充策を図るべきではないかにつきましては、低所得者に対する利用料軽減策については、国の制度のほか7各市町村とも独自に支援策を行っております。当広域連合では、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免措置事業を実施し、対象者の利用料を半額減免しております。

それから、産業廃棄物対策についてのご質問について、産業廃棄物の受け入れ排出及び総量を設け、これ以上の持ち込み産業廃棄物及び施設拡大を抑え、縮小にむけた措置をとるべきである。これに対しまして、とるべきであるということについてのご意見であります。平成13年版長野県環境白書によりますと農業系産業廃棄物を除いた、県内の産業廃棄物の排出量は、平成10年度で年間402万トンで平成5年度の約1.18倍となっております。現在の排出量と経済指標の関係が変わらないものと仮定しますと、平成17年度には489万トンに増加するものと予測しております。一方、平成13年3月末の県内産業廃棄物処理施設の設置状況は、最終処分場53施設、中間処理施設で許可対象施設205施設で、施設数は減少する傾向にあります。北信保健所管内では、最終処分場3施設、中間処理施設で許可対象施設が22施設であると聞いております。県内では、最終処分場の残存容量も減少傾向にあり、増え続ける産業廃棄物に対する最終処分場の確保と、必要量に見合う処理施設の整備が課題であるとしております。また、廃棄物問題を解決に導くため、まず産業廃棄物の発生抑制、減量化を図るとともに、リサイクルの徹底が必要であるとしている。なお、平成10年度における産業廃棄物の再生利用率は約50%と推計しております。平成14年5月30日に施行される「建設リサイクル法」では、「建築物等に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け」、「再資源化及び再生資

材の利用促進のための措置等」などが定められております。国土交通省発注工事においては、経済性に係わらず工事現場から一定の距離内にリサイクル施設がある場合は、リサイクルすることを原則とする「リサイクル原則化ルール」が作成されました。地方公共団体で行う公共事業においても、計画・設計段階からリサイクルへの対応が必要となります。

次に、2として、管内への産業廃棄物の持ち込み・施設設置・拡大は、相互に情報を開示し、自然や環境のよい農産物や観光地であるイメージアップを図るべきであるというご発言でございますが、廃棄物の処理について正しい理解を深められるよう情報の提供は必要と考えております。県廃棄物処理計画策定にあたり、廃棄物に対する県民の意向調査が、平成13年5月下旬から1か月間行われました。調査の結果、産業廃棄物に関する質問事項では、産業廃棄物の処理について、平成11年度では長野県から県外への流出は約24万トン、他県から長野県への流入は約16万トンで、差し引き約8万トン、県外への流出が多くなっている状況については、「施設を整備して県内の産業廃棄物は県内で処理すべきである」という回答が64.7%であります。産業廃棄物の最終処分場の新設については、「建設を推進すべきである」というのが14.9%、「減量化・リサイクルを推進した上で、どうしても必要となる施設については建設すべきである」という回答が80.1%であります。また、建設場所については「自分の暮らす地域に建設してもよい」が33.7%、「他の地域なら建設してもよい」が9.7%であります。産業廃棄物処理施設に求めるものは「高度な技術による安全性、信頼性」が69.9%、「情報公開による透明性を確保した施設運営」が24.5%であります。各市町村において、環境基本計画等を作成するなど、環境に関する取り組みを積極的に行っているところであります。しかし、県内でも「産業廃棄物の不法投棄」「産業廃棄物処理施設の不適正な運営・処理」などの実態が報じられ、住民の廃棄物処理全般に対する不信感の形成につながっております。このため、排出事業者や処理業者に対する監視指導を充分に行い、産業廃棄物の適正処理の確保と不法投棄の防止を図り、廃棄物処理について住民の信頼を得る必要があります。以上であります。

議長（山田吉太郎君） 青木豊一君、再質問ありますか。

17番（青木豊一君） それでは、自席で再質問をさせていただきます。最初に、広域連合の基本計画推進の問題との係わり合いでお伺いしたいと思います。この問題は、この問題だけで問題をお伺いしたのではなくて、先ほどお答えされたことにも係る問題でありますので、そういうこととの兼ね合いで聞きたいと思っております。その中で、最初に市町村の合併についてお伺いをしたいと思うわけです。先ほど、連合長はいわゆる地域住民が合併について研究をしたいための資料の提供を行うということでもあります。しかし、この今日の現状を見たときに先日中野市で行われたシンポジウムの折りにも、青年会議所の皆さん方がかなりおいででしたけれども、あとは、自治体職員、議員の皆さんが多く、実際にはまだその気運というものは、住民の中には極めて弱いというのが青年会議所で調査された皆さん自身の発言等がありました。この基本計画による市町村合併についての連合の取り組みの基本的なことについてはですね、あくまで地域住民の意見を尊重して取り組むということであってですね、連合が率先して調査や研究をするということは計画として明確にしてない。ところが現実には、調査研究という名目で、あのシンポジウムするときにも連合長自身もおっしゃっていましたが、合併というものはもう必要だということをはっきりおっしゃっているわけですね。いわゆるスタートラインが計画と違うこういうやり方というものは、私は非常に問題

だと思ふ。それで、先ほどのお答えや、我々議員の質問に対するお答えの中でも1つのメリットとして言われているのは、財政問題などが中心だというふうに思ふんです。地方分権の問題について盛んに強調されるわけですけど、今日における私たちの地方分権というものは、国が、我々県にも指摘しましたように、飴と鞭の政策に対して私たち自身がいかに自治権を發揮するか、このことこそが今行政庁に問われていると思ふんです。ところが今合併の研究をしようとするという方向というには、この自治権を基本的には放棄して国の体制に行政が順応していくという方向でしかないと思ふんです。この点についてお答えをいただきたいと思ひます。それから、例えば、仮の話ですけれども、交付税の問題を見たとき、北信7市町村が合併したときに平成12年度における交付税は、約233億、これに対して同じ10万規模の飯田市は106億円なんだ。いわゆる合併特例債の措置でですね10年間は従来と同じ方向で進むわけですけれども、しかしその後というものは、こういう飯田市のような実態に仮に7市町村が合併した場合に、交付税が減額するということは充分予想されるわけです。ですから、調査を研究するという以前の問題ですね、私はもっと先ほど言いましたように自治権を發揮をしていただきたいし、私が基本計画の推進の方策について伺ったというのは、このことについては住民の要望があったらやることを、先に、先んじて連合がやらなければならない問題についての深い検討が弱いということがむしろ問題なんです。例えばこの介護保険の問題で、施設を作るかどうかという問題であります。正にあの先ほど丸山議員のお答えにね、合併というものがどういう方向に導いていくか、連合長は組合の時点では各市町村で作ることが適切であったが、連合というかたちになった段階ではそういう土台はもう崩れている。いかに効率的な方向に行財政を執行するかどうか、だから栄村がそこで村民の皆さんや、お年寄りがどうなるかどうかってことは連合全体の中の1つの問題であって栄村における自治権というものは別の問題だと、これが正に合併がどういう方向に進んでいくかということのものの見事のお答えだと思ふんです。そういう点で私は、県下でも泰阜村の村長さんは、合併に反対する理由として3つをあげておられます。一つは、合併より先に基盤整備が必要だ、なぜなら介護ステーションから利用者に訪問するに一番遠いところで24キロ、40分もかかるというんです。このことが合併によって解決するとは考えられない。自分がその首長としていかに地域住民の命と健康を守るか、その基盤整備を今自分の手でやらなければならない、こう言って反対をされておられます。それから2つめは、基礎的自治体の役割というものは、個性を生かした特色ある街づくりをしなくてはならない、身近だからこそ決断もできるしタイムリーな政策もできる。

そして3つ目の問題は、独自の問題があると、特殊事情があるというふうに言っておられる。こういうことについては、当然ここでもあると思ふんですけれども、そういう点で私は合併の研究を、この連合の事務として主要な課題にする以前の問題として、いわゆるこの16年で終わる保健医療の計画を一体この地域住民の人たちの幸せを、いや介護の現状を考えたときに、どのような方向の施設と介護の計画を作るかどうか、ここにもっと連合としてですね真剣な取り組みを行う、これは避けて通れないし主要な問題として計画にも明記されている。そういう点で、研究をやはり私は今はすべきではないということと同時に、連合長のお考えを改めてお伺いをしたいと思ふ。それから、なぜ新規採用とか官公需の問題をお伺いしたか、時間がありませんから省きますけれども、これは先ほどお答えがありましたように、私たちは計画の中で、雇用や地域経済の活力を与えるとうたっているわけですね。しかし、果たして先ほどお答えにな

った工事の84%、委託の54%、物品は53%しか市内いわゆる自分たちの市町村で購入していない、これがやはり行政として地域経済に応援する最大限のものなのかどうか。ここを私はもっと真剣にお考えをいただきたいと言うことでこの問題を提起した訳ですが、改めてこの点についてお答えをお願いしたいと思います。

又、連合長はあいさつの中で、有効求人倍率が、0.64だと言われたんですが、最新の1月時点の有効求人倍率はさらに下がってしまったんですね。そういうふうな状況でありましたから、先ほど量的には雇用の拡大をされるという方向をされましたけれども、同時に先ほど質疑でお伺いをしたわけですが、その折にパートあるいは嘱託の賃金の低さを指摘したところお答えがありました。改めて関係者の協力を得て調査したところ、嘱託職員は、1ヶ月給料・賃金だけで言うと123,500円、これに対して施設の平均賃金は268,000円、言うならば、賃金だけでやると、賃金と給料だけでやると倍以上の格差が生じている。ここに先ほどの問題になった財政調整基金をね雪だるま式の一つのもとがある。ですから本気でこの雇用の問題、働く人たちの生活を保障しサービスを良くするとすれば、やはりこういう点についてもっと真剣な賃金を改善していくということが求められていると思うんですが、この点についても改めてお伺いしたいと思います。

次に、介護保険の問題についてであります。私、先ほど丸山議員もおっしゃった一番の動向というものは、県の計画も決められようとしているそういう時にやはりこれまでも提案した参りましたが、これまでよりか若干前進したのは、高社寮の建て替えについて、いや栄村に新設をしてという問題については、基本的には非常に厳しい答弁ではありましたが、増・改築の必要性についてはお認めになりました。いわゆる県の計画に私たちの自治権や住民の声を反映するためにも、連合の長として一刻も早く増・新增築のあるいは改築の具体化の方向をはかるべきだと思うんですが、改めてこの点についてお答えをいただきたいと思います。

なお、介護保険の判定についてですけれども、時間の関係で割愛させていただきます。それから、社会福祉法人の負担軽減についてですけれども、やられていることは私も承知しているんですが、この管内で社会福祉法人で対象になられた方が195人あります。全県の6.7%。厚生省もここでいっているのは、最低限の人達と、は当然のことですけれども、いわゆる世帯非課税ではなくてその上の段階であってもこれに準ずるといっているわけですけれども、そういう点でこの高齢者が多い、しかも農村地域が多い、この地域でこの現状というものは、私は決して正確な範囲ではないと思うんです。そういう点で、いわゆる3万円の年金から一生懸命に自分の最後を自分で責任を持ちたいと、若い人達に負担をかけさせないと、こうやってつめの垢のような年金からせつせとためた100万を限度とするということではなくてですね、やはりこの点についてももっと暖かい形でですね施策を適用できるようにお願いをしたいと思うんですが、改めてお考えをお伺いしたいと思います。

産業廃棄物の問題についてですが、お答えいただいたのは主要には県のことであって、私がお聞きしているのは先ほどもお話がありますようにですね、県のほうでは基本的には縮小傾向になってきている、又一般ゴミについてもこれもわずかですけれども縮小傾向にあります。しかしこの地域におきましては、私何回も指摘しましたように、あの千曲川の沿線、千曲川について基本計画はどのようにうたっているかと

言いますと、千曲川は、美しい自然・風景をつくりだして人々に安らぎをもたらすとか、多様な生態系を育み、水資源の涵養、大気浄化など国土レベルでも重要な機能を果たすなど、国民全体の財産だと、この恵まれた環境の中で自然環境の保護・保全に努めつつ、地球規模の環境問題に配慮した取り組みを行います。

ところが、ここが産廃銀座になっているというのが現状だと思うんです。しかもその産廃銀座が縮小の方向ではなくて拡大の方向に進んでいる。又最近お聞きしますと、中野市地籍の養豚団地の後に新たな産業処分場が作られるという話も聞いている。この、国も県も縮小の方向に向かおうとしているときに、私たちの地域では、しかも国民的な財産と言われるこの千曲川周辺がね、極めた環境におかれているというこの現状について私は、最初に申しあげたようにやはり規制をかけ、そして縮小の方向に進めて行くというのが、計画の重要な方向であるわけですから、この点について改めて連合長のお考えをお伺いしたいと思う。まして、千曲川の水は、管内の農産物の重要な生息の泉になっているわけです。そこがいかに汚染から開放されそして澄んだものになっていくかどうか、これは中野市の農産物あるいは又、千曲川を利用した観光という問題も言われているわけですが、私は大きな力になると思うんですけれども、改めてこの点についてお考えをお伺いしたいと思います。以上です。

議長（山田吉太郎君） 綿貫広域連合長。

広域連合長（綿貫隆夫君） 青木豊一議員の再度の質問にお答えをいたします。たくさんありましたので、少しずつ参りたいと思います。

合併の問題でございますが、合併の方向に向かって積極的に検討を進めるということはむしろ自治権の放棄の方向ではないか、まあ一般的に言えばそのようなご質問だったと思いますが、私は、現在の日本の国の状況を見ますと、合併をした大規模な市町村の枠ができないことには、おそらく今の非常に行政各自治体の問題点、特に行政効率等の問題につきましては、どんなに努力をしても一定の成果を挙げることは難しいのではないかとこのように判断し、このことがわが国の存続にまで大きく影響するだろうというような認識をもっておりますので、私の個人的な見解としては、やはり合併というものは必要なものである、絶対不可欠ではないだろうかと考えました。仮に、今までどおりに個々の規模の自治体が、今までどおりに進めて行くということではもはや行き詰まっている段階にありますだけに、それでは別の方法でこういうふうに行きたいとすれば、そういった問題は全て解消してしまうのではないかとこのようにいう妙案がないのも現実だと思います。ただ私は、現在の連合という組織ができこれが今前に向かって運営されているわけですが、連合と合併とは基本的にももちろん違うものでございます。そこで、連合の形態でやれることについては極力多くの課題を連合でこなしていけるようになることは極めて望ましいことであろうと思っております。そして、連合が、の形でいろいろな共同の問題を進めていくことができないようでは、とても合併をしても、その合併をした後の自治体の運営というものも、やはり充分理想的な方向に向かっていくことは非常に疑わしいというふうにと考えますので、連合だから、仮のものだから、まあいいかげんでいいやというようなものではなく、精一杯本当に連合の名のとおり共通でやれる問題は皆で解決していこうじゃないかということが必要だろうと思っております。ま、ただおそらく連合の形での限界がありまして、何を決するにも全て構成市町村が集まって計画を立て、そしてその議会の承認を得てやっていくというこ

とが、それぞれの自治体運営もありながら重なるわけですから、それには限界があるのではないかと、そういった問題が今後大きな矛盾としてはらんでいるであろうと思います。それと、連合でやはり合併のような成果を挙げていきたいとしても国がその点での関与が合併の条件とは違っておりますので、合併をするのであれば財政的な面でも当面は合併しやすいような方向に国は望むだけに考えていると、そういったシステムからは別なものになっていかざるを得ないというふうに思うのでありまして、従いまして、今後ともそうですか私は自治体がそれぞれ今までどおりであったり、あるいは一定の合併をしたからといってそれがその全く独立の自治体というか独立王国を作るような形に自分達の地域だけで上がってくる税金と国のほうから当然の権利として要求して、分与された税金と合わせて自発的に、自主的に運営するという事は、非常に今の段階では難しいと私は思っております。そういう状況を整えても先ほどからお話申しあげておりますように、自治体の運営そのものが非常にいろんな問題点をはらんでいくもんじゃないだろうかというふうに思います。従いまして連合の中で先ほどお話ししたように、共通でやれることは一生懸命に取り組むということのトレーニングが、まさに合併をしたあとのその運営の仕方についての力をつける大事な点でもあると思うので、私は連合のあとに合併ありではなくて、並行していくべき課題であろうと考えておるわけでございます。そして、独立王国的な発想になりますと例えば買い物も外部から買うものが多いが、中ではほとんど調達すべきだという問題も、これは一つの枠を決めてなるべくその中で独立的な経済活動をということになるろうかと思いますが、いかんせん今はグローバルな時代で世界的な商品でも交流している時代でございますから、やれるものはなるべく地元で消費していくと努力することは必要でありましょうが、全てのことは難しくろうというふうに考えております。

そして、今ある施設についての財政の調整基金の問題でございますが、私はこれは非常に真剣に担当の皆さんも、もちろん首長でも検討していくべき課題としてなるべく早く一つの大きな指針を作る時期にきているのではないかなというふうには思います。これまでも課題でありましたように、それぞれが組合であったときにその状況の中では、それぞれの施設が保留していました基金といいましょうか、これらの意味付け・解釈、これについても明確な定義づけをなかなかできない議論があったように思います。それが今回の介護保険制度になりまして、なるべく将来に向かってはそれぞれの施設が民間企業と同じような独立した経済活動がしていけるようにという構想を持った今、過渡期であり、また始まったばかりでありますので、その減価償却のようなものについても明確な規定を持ってやることも今度は難しい。そしてそれぞれの施設の持つ条件がそれだけの蓄えを作れるものにもばらつきがあるという現状においては、全部同じものさしで画一的にやるのが難しいということから、そういったギャップを少しでも時代とともに埋めていくというプロセスなんではないかというふうに思いますので、方向を見極めながらやはり今のうちからどんな方向に向けてそういった解釈をしていったらいいのかというものを積み上げていきまして、ある時点ではかなり独立した財産が、償却までできるような状態を作っていくべきでもあろうかと思ひますし、そこから出てくる基金もそれぞれの所に所属ではなく、1箇所にプールをして話し合いの中で、それぞれそれを取り崩しているいろいろな事業展開をしていくというようなことも、一つの大きな会社の支店みたいなものですが、そのようなことも考えられると思ひます。これら、うっかり間違えたチャートを作ってしまうとまた議論が多うございますので、真剣にその問題についてはいろんな企業感覚を含めて取り組ん

でいくべきであろうと考えております。

雇用の問題でございます。これも私は、例えば財政調整基金がうんと多いからそれを崩して職員の皆さんの待遇を大きく改善するのがいいかどうかという問題につきましても、当然限度というようなものもあるだろうと思うし、又基金として蓄えておくことへの企業の対応も必要であるとすれば、おのずとそこにはせめぎ合いもあると思いますし、又バランスもあろうと思います。そういったことを考慮して考えていくべきだろうと思いますし、又臨時採用の皆さんとのバランスにつきましてもそういった観点から見ていかななくてはならない、どうしようもない一つの存在すべきための宿命のようなものもあるだろうと思います。それらを考慮するのも、極端に全部一斉にだれでも公務員にしていけばいいと、あるいは全て民間的な方向に向かうものを公営的企業として存在していけばいいんだという極端な方向にはいかないであろうと思うし、その良さというものが十分に含まれながらも競争の原理も働く中で存在していかななくてはならないのではないかと、又そういうことが時代の要請としても、今行われて進んでいるのではないかと理解しております。以上でございます。

失礼いたしました。産廃が最後に話がございましたが、私はお話の中にありましたように、当地域といったしましては、本当にすばらしいこれまでの自然環境というものが産業廃棄物のおかげに不当に大きく負荷を生じるということは、この地域に住むものとしては大変に迷惑なことであろうかとも思います。ま、しかし、全てゴミの問題を一切ノータッチで排除してうちのこの地域だけはきれいさっぱりが一番いいんだというわけにはお互いいかないのでありまして、この地域にいて少なくとも出る分についてはこの地域が処分していかなければいけないというのが基本にあるだろうかと思います。ま、しかし、いろいろな条件の中で自分達の地域では自分達の処理すべきものを十分に処理出来ないという状況の地域もあるわけで、それらの分について、もし余分にこの地域が背負わなければならないとしたら、やはり必要なことは、問題が発生しないというそれだけの信頼性のある施設条件が整い、その中で行われる産業そのものも非常にスマートな、時代の中では必要でありかつ非常にレベルの高い産業として存在するというふうな努力をすることによりまして、この地域の産業として存在していくことも考えられないわけではない、その努力もやはり必要な一面があるだろうかというふうに思っておりますが、これらの諸事項もいろいろ処理をしながら今後の問題を考えていくべきであろうと、いらぬものはどっかへいってしまってくれという、言葉だけの解決は簡単だと思いますが、なかなかそういうわけにはいかないだろうと、こんなふうに考えております。

介護保険についての、もっともっと弱者を保護できるか、体制の中で介護保険が運用されるべきではないかという問題でございますが、私は先ず介護保険というものがしっかり今の国に定着するためにはより合理的で優れたスムーズな介護保険制度が運用されることが先ず第1だろうと思います。そして同時に、弱者の皆さんがこれに対して恩恵を、人と同じような条件で受けられないようなハンディキャップを負うようではやはり福祉国家としては非常に足りないというふうに思いますので、その観点からバランスよくできる範囲では弱者の皆さんも同じようなレベルの恩恵が受けられるサポートの仕方を考慮するというのが基本にあるだろうかと思います。ただ財政の問題から始まりまして、いろいろな厳しい状況の中では全ての条件が今の日本でなくて最盛、一番余裕のあった時期のレベルを標準に考えていくことはとてもできない、

全ての面でできない、今は現状であります。従いまして、全体が本当に歯を食いしばってやっていく中で、の基本原則は、バランスのいい状態を今後作り上げていきたいというふうに考えることが、私の考えていることなんです。

議長（山田吉太郎君） 青木豊一君。再度の質問ありますか。

17番（青木豊一君） 時間がありませんので申しあげたいと思うんですけども、一つは合併の問題についてでありますけれども、私はこの率直にいて先ほどから申しあげているように一体地方自治の首長として自治権というものに対してあまりにも行使が弱すぎると、なぜなら約700兆円といわれる借金の、というのは確かに地方自治体もやりました、これはなぜかと言うと、補助金を減らしてね、補助金よりか借金をしたほうが有利な起債なんだと、これに乗って結果的に700兆円という借金が国の施策の中で進められたんだ。ですから私は、国政の施策の問題についてもっと首長としてはっきりした発言をすべきだというふうに思います。という点で、交付税を削減されるからこうするのではなくて、先ほど丸山議員が言ったように出すのが当たり前なんですよ、国の義務なんですよ、その、勝手に自分達が減らしてるといふことに対して首長が堂々とものが言えない、ここが私は逆立ちしていると思うんです。この点について改めてお考えをお伺いしたいのが1点、それから産業廃棄物の問題についてですが、県も計画で平成12年度に比べて22年度ですね、ああ17年度です県は、一人当たりで50グラムから100グラムへと、50グラムこの間で5年間で減らすという計画を持っている、ところが今連合長の発言は減らそうという計画というのは一切切ないじゃないですか。私は後ほど資料提供をお願いしたいんですけども、北信広域連合管内における産業廃棄物の5年間の処理状況、いわゆる地域のものでそうじゃないもの、外からのものを含めてこの資料提出を求めたいと思います。何れにしましてもそういうことで、私やはり新しい施設を、設置を基本的には認めていかない、認めないと、こういう措置をとっていくということは決して私は自治権のひどい拡大ではないという点、当たりのことだということで改めてお伺いしたいと思う。

それから介護保険の問題についてですけども、状況は先ほど丸山議員が言いましたから申しあげませんが、例えば軽減額ですね、・・・

議長（山田吉太郎君） 青木議員、時間となりました。

17番（青木豊一君） ……、どれだけ例えば中野市でいうと29人で20万円しか軽減での負担がないんですよ。これが地方財政や連合の財政負担にならなきゃならないような額なのかどうか、私はもっと暖かい施策を求めて質問を終わります。そういう点について明確にさせていただきたいと思います。以上です。

議長（山田吉太郎君） 綿貫広域連合長。

広域連合長（綿貫隆夫君） 青木議員の再質問についてお答えいたします。連合の長として、国の政策に対して当然の権利であるから交付税を削減していくような方向に対しては、きちっと権利主張をしていく姿勢をとるべきではないかというご意見でございますが、私もそうは一面から思っております。しかし、憲法を基とする人々の生活に関する国家の財政のバランスの範囲で権利は主張すべきもので、日本の国がなくなってしまう方向に向かって要求だけしていくというやり方は方法論としていかがなものかなと、こんなふうに考えておりますので、それだけにこのように十分な討議をしてそういう行動に出るべきであろう

というふうに考えております。それから、産業廃棄物の問題につきましても、一つ共通な問題がありまして、この広域の自治体である連合とというものが、どこまで一つの自治体としてある種必要とすることができるかというこの限度の問題であります。これは1自治体と違った状況にありますので、しっかりと研究をしながらその姿勢を出していくべきだろうというふうに思います。これまでの議論の中で、一つ、運営いたしますと、私は現在連合長として感じる場所ですが、市町村圏計画という今後の連合がどのようなことをしていくべきかという基本的な計画につきましては、まことに練り上げる部分が多く、本来ならば合併をした自治体が真剣に自分達の市がどのようなようになっていくかを練り上げるのと同じく、深くまた多くの住民の声を聞いて時間をかけて作っていくべきが本来のものであらうと思っておりますが、わりかし短い期間でしかも寄せ集めの計画をだいたいアレンジして、これが体裁が整ったような基本計画だというように指定しようとするに、まだまだそれを忠実に守っていくことが一番成功への道だということまではいかない未完成なものを私は感じております。本来そういう基本的な共通の計画を一つきちっと作るためには、十分な討議そしてまた、いろいろな分析あるいはまた他の高い意見も入れたりしながら検討してきたものが、一般には自治体のいろんな計画であらうと思うわけでありまして。そういう所まで行かないところでとりあえず走っているという点では極めて不完全であり、われわれこの地域に住む住民の皆さんとともに本当に真剣にこの広域連合というものを1自治体と同じようなしっかりしたものにした時にそういったものの結論が出しやすいのではないだろうか。まだなんとなく寄せ集めで一部については、接し合っているというような感じになっている中では、端的な結論を出すことはかなり難しいように思っておりますが、これからおおいに努力をしていくべき過程にあらうかというふうに判断をしております。

議長（山田吉太郎君） 以上をもちまして全ての一般質問を終結・・・

17番（青木豊一君） 議長、資料の提出だけ、先ほど管内にある産業廃棄物の処理状況を5年間くらいの資料提供を求めた。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） ご要望の件でございますけれども、本議会に合わせまして私達の方で北信保健所の方に照会をいたしましたところ、保健所の方でもそのような資料がないというようなことで間に合いませんでしたので、今回私どものほうで資料提供はできませんのでご了承をお願いしたいと思います。届けの資料がないようです。

17番（青木豊一君） ということになりますとね、産業廃棄物の受入を許可したらあとは野となれ山となれ、計画どおり進めているのかどうかというそのチェックそのものが北信保健所で、監理監督責任のあるところがやってないということは重大問題なんですよ。そんな状況を放置しているから結果的にどんどん産業廃棄物が入ってきてしまう。ですから一定期間のかかることは承知しておりますが、資料提供を是非お願いします。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） 判明次第、提供をしたいと思っております。

議長（山田吉太郎君） 以上をもちまして一般質問を終結いたします。

3 討論、採決

議長（山田吉太郎君） 日程3、討論、採決を行います。

はじめに、討論を行います。

討論のあります方は、早急に書面をもって、議長の手元まで通告願います。

なお、発言通告書は事務局長のところにありますので、よろしく願います。

議長（山田吉太郎君） この際、暫時休憩いたします。

（休憩）

（午後 3時30分）

（再開）

（午後 3時43分）

議長（山田吉太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（山田吉太郎君） 通告がありませんので、以上で討論は終結いたします。

これより採決に入ります。

はじめに、議案第1号、情報公開条例案についてから、議案第3号、情報公開等審査会条例案までの3条例案について一括して採決いたします。

おはかりいたします。

議案第1号から議案第3号までの3議案について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（山田吉太郎君） 起立全員であります。

よって、議案第1号から議案第3号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第4号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（山田吉太郎君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成13年度一般会計補正予算（第2号）から、議案第6号、平成13年度ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第2号）までの2議案について、一括して採決いたします。

おはかりいたします。

議案第5号から議案第6号までの2議案について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山田吉太郎君) 起立全員であります。

よって、議案第5号から議案第6号までの2議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成14年度一般会計予算について、採決いたします。

おはかりいたします。

議案第7号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山田吉太郎君) 起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成14年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算から、議案第15号、平成14年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算までの8議案について、一括して採決いたします。

おはかりいたします。

議案第8号から、議案第15号までの8議案について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山田吉太郎君) 起立全員であります。

よって、議案第8号から、議案第15号までの8議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成14年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算から、議案第17号、平成14年度公平委員会特別会計予算までの2議案について、一括して採決いたします。

おはかりいたします。

議案第16号から、議案第17号までの2議案について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山田吉太郎君) 起立全員であります。

よって、議案第16号から、議案第17号までの2議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、公平委員会委員の選任の同意について採決いたします。

議案第18号について、原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山田吉太郎君) 起立全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり同意されました。

議長(山田吉太郎君) 以上で、予定した議事は全部終了いたしました。

ここで広域連合長からあいさつがあります。

綿貫広域連合長。

(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

広域連合長（綿貫隆夫君） 平成14年の第1回の連合議会に予算を上程いたしました。慎重審議の上にお認めいただきましてたいへんありがとうございます。これから又、14年度真剣に広域連合として取り組んで参りたいというふうに思っております。物事の不自由の中では、先ず何といたっても忍耐をなくした生活は難しいだろうというふうに思うと同時に、忍耐に負けてしまって積極性がなくなってしまうのではないかと。どんなに地方であろうと厳しい環境にあらうと、その中で人間として積極的に生きるという自分自身の立ち向かい方が大事かと思ます。そして又、やはり必要なものは、人間としての主張であらうと思ます。この3つがバランスよく行われる中で、将来に向かって安心と確実な地方が育っていきますように努力をしたいというふうに思っておりますので、何分よろしくお願ひいたします。今日はどうもありがとうございました。

4 閉 会

議長（山田吉太郎君） 以上をもちまして、平成14年第1回北信広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

（閉 会）

（午後 3時50分）

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するためここに署名する。

平成14年 4月 19日

北 信 広 域 連 合 議 会

議 長 山 田 吉 太 郎

署名議員 小 林 洋 之

署名議員 中 山 稿 一

署名議員 石 澤 雅 喜